

長浜市地域経営改革会議（平成 30 年度第 2 回）次第

日時：平成 30 年 11 月 1 日（木）10:00～12:00

会場：長浜市役所 3 階 特別会議室

1 開 会

2 議 事

（1）第 3 次長浜市行政改革大綱アクションプラン

平成 29 年度評価(確定)について【資料 1】

（2）第 3 次長浜市行政改革大綱アクションプラン

平成 30 年度中間進捗状況について【資料 2】

（3）出資法人の経営健全化方針の策定について【資料 3】

（4）平成 30 年度働き方改革について【資料 4】

（5）施設使用料等の見直しの実施について【資料 5】

3 その他

（1）資料提供 補助金等交付状況及び評価シート【資料 6】

4 閉 会

* 次回会議予定

平成 31 年 3 月 25 日(月) 14:30～16:30 長浜市役所 5 階 5-A 会議室

【資料1】

長浜市地域経営改革会議②
平成30年11月1日(木)

長浜市行政改革大綱アクションプラン（平成29年度）の取組実績について

1. アクションプラン取組実績（平成29年度）

①平成29年度のアクションプランの取組実績は37プランのうち31プラン（83.8%）において、完了又は達成(表の①+②)となりました。

（31／全37プラン）

【参考】平成28年度取組実績 完了又は達成：81.1%

（30／全37プラン）

②取組が未達成の項目は、6プラン（16.2%）でした。

（6／全37プラン）

【参考】平成28年度取組実績 未達成：18.9%

（7／全37プラン）

注）平成27年度未完了した項目（1プラン）と、他のプランに統合した項目（1プラン）があるため、平成28年度取組数は平成27年度（39プラン）から2プラン減となっています。

平成29年度取組実績

改革の方針	プラン数	①完了した項目		②達成した項目		③未達成の項目		④未着手・未実施の項目		取組実績 ①+②	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
サービスの質を常にカイゼンし生産性を上げます	11	0	0.0%	8	72.7%	3	27.3%	0	0.0%	8	72.7%
市民と行政との協働・連携による地域社会づくり	12	0	0.0%	10	83.3%	2	16.7%	0	0.0%	10	83.3%
比較可能な公会計を整備し経営力を上げます	14	0	0.0%	13	92.9%	1	7.1%	0	0.0%	13	92.9%
合 計	37	0	0.0%	31	83.8%	6	16.2%	0	0.0%	31	83.8%

【参考】平成28年度取組実績

改革の方針	プラン数	①完了した項目		②達成した項目		③未達成の項目		④未着手・未実施の項目		取組実績 ①+②	
		項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合	項目数	割合
サービスの質を常にカイゼンし生産性を上げます	11	0	0.0%	8	72.7%	3	27.3%	0	0.0%	8	72.7%
市民と行政との協働・連携による地域社会づくり	12	0	0.0%	10	83.3%	2	16.7%	0	0.0%	10	83.3%
比較可能な公会計を整備し経営力を上げます	14	0	0.0%	12	85.7%	2	14.3%	0	0.0%	12	85.7%
合 計	37	0	0.0%	30	81.1%	7	18.9%	0	0.0%	30	81.1%

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン（平成27年度～平成29年度）【平成29年度取組実績】

1. サービスの質を常にカイゼンし生産性を上げます		取組実績評価				推進課（関係課） ※課名等は、平成30年度で表記。	とりまとめ課
		完了	達成	進捗中	未実施		
1	カイゼン運動の推進による業務の見直し		○			行政経営改革課（人事課）	
2	情報通信技術の積極的な活用		○			市民活躍課、生涯学習文化課、スポーツ振興課（情報政策課）	市民活躍課
3	窓口等の利便性の向上			○		市民課、税務課（情報政策課）	市民課
4	職員数の適正化			○		人事課	
5	簡素で柔軟性、機動性のある組織づくり		○			行政経営改革課	
6	本庁・北部振興局・支所の機能と役割の見直し		○			行政経営改革課	
7	内部統制の整備・運用		○			全庁的取組 総務課、財政課、契約検査課、会計課	総務課
8	職員力・組織力の開発		○			人事課（市民活躍課）	人事課
9	人事評価制度の充実		○			人事課	
10	ワークライフバランスの推進		○			人事課	
11	女性の活躍促進			○		人事課	
12	職員意欲の増進支援	「No.8 職員力・組織力の開発」に統合				人事課	
13	多様な任用制度の活用	平成27年度完了				人事課	
小計		0	8	3	0		
2. 市民との協働・連携を推進し地域力を上げます		取組実績評価				推進課（関係課） ※課名等は、平成30年度で表記。	とりまとめ課
		完了	達成	進捗中	未実施		
14	PPP（官民パートナーシップ）の推進		○			行政経営改革課	
15	公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用		○			行政経営改革課	
16	地域づくり協議会の活動拠点づくり		○			市民活躍課、生涯学習文化課	市民活躍課
17	中間支援機能の整備		○			市民活躍課	
18	地域づくり協議会への一括交付金の創設		○			市民活躍課	
19	協働型事業の拡充		○			市民活躍課	
20	協働型事業の評価		○			市民活躍課	
21	市民協働情報の広報推進		○			市民活躍課	
22	行政情報のオープンデータ化		○			情報政策課	
23	市民公開GIS（長浜市地図サービス）の充実		○			都市計画課（データ所管課）	都市計画課
24	市政情報の効果的な広報の推進			○		市民広報課	
25	行政出前講座の充実			○		市民活躍課	
小計		0	10	2	0		
3. 比較可能な公会計を整備し経営力を上げます		取組実績評価				推進課（関係課） ※課名等は、平成30年度で表記。	とりまとめ課
		完了	達成	進捗中	未実施		
26	財政の透明性の向上		○			財政課	
27	地方公会計制度の整備		○			全庁的取組 会計課、財政課、行政経営改革課	会計課
28	病院事業の経営健全化			○		長浜病院経営企画課	
29	公共下水道事業の地方公営企業法の適用		○			下水道総務課	
30	公共施設等総合管理計画の進捗管理		○			公共施設マネジメント課	
31	農業集落排水施設の公共下水道への統合		○			下水道施設課	
32	公共施設等の保全整備費の確保		○			公共施設マネジメント課	
33	債権回収対策の強化		○			滞納整理課 （税務課、保険医療課、高齢福祉介護課、子育て支援課、建築住宅課、下水道総務課、幼児課、長浜病院医事課、湖北病院医事課）	滞納整理課
34	受益者負担の適正化		○			①行政経営改革課（施設所管課） →施設使用料等の改正担当 ②財政課 →消費増税に伴う適正な転嫁担当	
35	未利用財産の活用		○			公共施設マネジメント課	
36	地方債残高の削減		○			財政課	
37	補助金の見直し		○			財政課	
38	出資法人等の公的関与の見直しと経営健全化		○			行政経営改革課 （公共施設マネジメント課、スポーツ振興課、歴史遺産課、商工振興課、長浜駅周辺まちなか活性化室、北部振興局地域振興課）	行政経営改革課
39	米原市との共同事務の見直し		○			総合政策課 （防災危機管理課、下水道総務課、環境保全課、高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、健康推進課、財政課、行政経営改革課）	総合政策課
小計		0	13	1	0		
合計		0	31	6	0		
		0%	84%	16%	0%		

第3次 長浜市行政改革大綱 アクションプラン【平成27年度～平成29年度】

～平成29年度評価の確定～

平成30年9月

長浜市

1 アクションプランの目的と位置づけ

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、第3次長浜市行政改革大綱の目標を達成するための取組内容、推進課、年度ごとの目標等を定めるものです。

アクションプランは、結果の目安を定め、できる限り数値化を図るとともに、数値化が困難なものについては計画の策定や実行の期限を定め、PDCA（計画・実行・評価・改善）の管理サイクルを着実に回して、より良いものにしていきます。

2 アクションプランの取組期間

アクションプランの取組期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

3 推進体制と進行管理

アクションプランの推進にあたっては、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に各部局連携して取り組むとともに、本部において毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

また、市民の誰もが改革の進行状況や成果等を確認・点検できるよう、毎年度わかりやすく取りまとめ、様々な媒体を通じて広報し、行政経営の透明化を図るとともに、市議会はもとより、市民、有識者で構成する「長浜市地域経営改革会議」などの意見を踏まえ、着実に推進していきます。

4 10年後の市の姿（経営資源：平成36年度）

- | | | |
|--------------|--------|---------------|
| ① 正規職員数 | 1,011人 | （定員適正化計画） |
| ② 公共建築物の延床面積 | 64.4万㎡ | （公共施設等総合管理計画） |
| ③ 普通会計予算規模 | 476億円 | （財政計画） |

5 財政健全化指標

- | | | |
|-----------|---|------------------|
| ① 実質赤字 | ：一般会計において赤字を出さない。
（実質赤字比率：0％以下） | 【平成25年度決算：0％以下】 |
| ② 連結実質赤字 | ：一般会計及び特別会計の合算において赤字を出さない。
（連結実質赤字比率：0％以下） | 【平成25年度決算：0％以下】 |
| ③ 将来負担 | ：将来負担すべき借入残高等は返済可能額を上回らない。
（将来負担比率：0％以下） | 【平成25年度決算：0％以下】 |
| ④ 実質公債費比率 | ：11.1％以下とする。 | 【平成25年度決算：11.1％】 |

6 アクションプラン一覧

【大綱の目標】	【大綱：改革の方針】	【大綱：改革の推進項目】	アクションプラン名
生産性・地域力・経営力の向上で築く 「協働でつくる輝きと風格のあるまち 長浜」	改革の方針 1 サービスの質を常にカイゼンし 生産性を上げます	① 質を重視したサービスの提供	1 カイゼン運動の推進による業務の見直し 2 情報通信技術の積極的な活用 3 窓口等の利便性の向上
		② シンプルでわかりやすい組織機構の整備	4 職員数の適正化 5 簡素で柔軟性、機動性のある組織づくり 6 本庁・北部振興局・支所の機能と役割の見直し
		③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底	7 内部統制の整備・運用
		④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実	8 職員力・組織力の開発
		⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備	9 人事評価制度の充実
			10 ワークライフバランスの推進
			11 女性の活躍促進
			12 職員意欲の増進支援 →No.8に統合
			13 多様な任用制度の活用 → 平成27年度完了
	改革の方針 2 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます	① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	14 PPP（官民パートナーシップ）の推進
		② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	15 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用
		③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備	16 地域づくり協議会の活動拠点づくり
			17 中間支援機能の整備
		④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充	18 地域づくり協議会への一括交付金の創設
			19 協働型事業の拡充
			20 協働型事業の評価
		⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報	21 市民協働情報の広報推進
			22 行政情報のオープンデータ化
			23 市民公開GIS（長浜市地図サービス）の充実
			24 市政情報の効果的な広報の推進
			25 行政出前講座の充実
	改革の方針 3 比較可能な公会計を整備し 経営力を上げます	① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保	26 財政の透明性の向上
			27 地方公会計制度の整備
			28 病院事業の経営健全化
			29 公共下水道事業の地方公営企業法の適用
		② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化	30 公共施設等総合管理計画の進捗管理
			31 農業集落排水施設の公共下水道への統合
			32 公共施設等の保全整備費の確保
		③ 税源かん養と歳入確保の推進	33 債権回収対策の強化
			34 受益者負担の適正化
			35 未利用財産の活用
		④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し	36 地方債残高の削減
			37 補助金の見直し
		⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し	38 出資法人等の公的関与の見直しと経営健全化
			39 米原市との共同事務の見直し

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表

【大綱】 推進項目① 質を重視したサービスの提供					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
1	カイゼン運動の 推進による業務 の見直し	職員、施設、予算といった経営資源が縮小する中、サービスの質を落とさずに業務を遂行していくため、職場単位で自主的に業務改善に取り組むよう、平成26年度からグループリーダー研修として「チームでカイゼン」運動を実施しています。 ○カイゼン報告書を提出したグループの割合：41.4% (H26年度)	職場単位による業務改善として「チームでカイゼン」運動に取り組む、コストの削減を通じて業務の質を向上させます。	行政経営改革課 (人事課)	カイゼン報告書の作成・公表
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
2	情報通信技術の 積極的な活用	情報通信技術（ＩＣＴ）がもたらす地域資源のエンパワーメントや利便性の向上、経済・社会活動の効率的遂行などによる効用を生かし、地域の市民生活に情報化のメリットを最大限に生かすため、ＩＣＴを効率的に活用する方針、行政施策として取り組む事項を「長浜市ＩＣＴ利活用プラン～行政編～」に定め、運用しています。 豊かな市民生活及び地域の活性化の推進として、HPを通じて市立図書館（６館）の蔵書検索、利用状況の確認及び貸出予約並びに公共宿泊施設（３施設）の予約状況をHPに掲載しています。	市民により身近で利用されている公民館、文化ホール、スポーツ施設の予約・空室状況をHPに掲載し、市民の利便性の向上及び施設の稼働率の向上を図ります。	市民活躍課 生涯学習文化課 スポーツ振興課 (情報政策課)	予約・空室状況をHPに掲載する文化ホール、公民館、スポーツ施設の数
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
3	窓口等の利便性の 向上	市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアにおいて住民票等の交付及び市税・料等の収納を進めるなど、行政サービス提供窓口の拡大を進めています。 ○コンビニエンスストアで交付する証明書等 住民票、印鑑登録証明書の２種（H26年度） 交付件数：6,115件（H26年度） ○コンビニエンスストアで納付できる市税・料等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料	コンビニエンスストアで自動交付する証明書等の種類を増やし、行政サービス提供窓口の拡大をさらに進めます。	市民課 税務課 (情報政策課)	コンビニエンスストアで交付する証明書等の ①種別数 ②交付率
【大綱】 推進項目② シンプルでわかりやすい組織機構の整備					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
4	職員数の適正化	定年前早期退職、普通退職の状況を踏まえ、サービスを低下することなく安定的な組織運営が行えるよう、長浜市定員適正化計画を策定し、職員の年齢構成の平準化を図るとともに、主な職種ごとの事務事業に応じた適正かつ計画的な職員数の確保に取り組んでいます。 ○定員適正化計画 正規職員数： 1,065人（H26.4.1）→1,011人（H36.4.1）	定員適正化計画を着実に運用し、職員数の適正化を図ります。	人事課	正規職員数
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
5	簡素で柔軟性、 機動性のある組織 づくり	職員数の適正化による計画的な職員数の縮減に対応しつつ、サービスの質を維持・向上し、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するため、簡素で柔軟性のある組織づくりを進めています。 ○部局主管課の設置 ○グループ制の導入 ○長浜市重要施策推進のための部局横断型組織の設置	これまでの取り組みを検証し、簡素で柔軟性、機動性のある組織になるよう改善します。	行政経営改革課	組織体制の見直しの実施
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
6	本庁・北部振興 局・支所の機能 と役割の見直し	市全体として効果的・効率的な行政運営を図るため、支所の一部事務を本庁と北部振興局に集約するとともに、支所の機動性を高めるため、平成26年度に支所を２課体制からグループ制に移行しました。 ○7支所：79人、11グループ（H27.4.1 正規職員数）	支所の機能を「行政サービス提供機能」と「防災等情報収集伝達機能」に集約するとともに、建物については市民協働による活力ある地域づくりの拠点として活用できるようにします。	行政経営改革課	支所の機能を「行政サービス提供機能」と「防災等情報収集伝達機能」に集約

平成27年度						
平成27年度		平成28年度		平成29年度		
評価	結果	評価	結果	目標	評価	
達成	「チームでカイゼン」運動推進体制の構築 実施要領の作成 庁内研修の実施 (出席者89人) カイゼン計画の作成 (87チーム) カイゼン報告書の作成 (87チーム) カイゼン活動報告書の公表 (H28.4HP掲載)	達成	・ 庁内研修（チームリーダー対象）の実施（平成28年6月） ・ カイゼン計画の作成（平成28年10月） ・ カイゼン報告書の作成・公表（平成29年3月）	・ 「チームでカイゼン」運動推進体制の見直し ・ 実施要領の見直し ・ 庁内研修の実施 ・ カイゼン計画の作成 ・ カイゼン報告書の作成・公表	達成	・ 「チームでカイゼン」運動推進体制の構築 ・ 実施要領の改訂 ・ 民間事業者による庁内研修の実施 ・ カイゼン運動通信の発行 ・ カイゼン報告書の作成、公表 ・ 優秀チームの選出及び表彰
平成27年度		平成28年度		平成29年度		
評価	結果	評価	結果	目標	評価	
未達成	HP掲載システム構築完了 試験導入及び検証については未実施 H28に導入する。	達成	・ 導入対象施設について、公民館(市民まちづくりセンター)18施設導入 ・ システム構築業者選定を実施し、28年度末に構築業務完了	市民まちづくりセンター18館、施設予約システム導入により、空き状況の公開及びインターネットでの予約申込受付開始 【文化ホール・スポーツ施設】 導入の検討	達成	【市民まちづくりセンター】 ・ 空き状況の公開及びインターネットでの予約申込受付開始。 【文化ホール】 導入困難 窓口予約者と競合するときの優先権の取扱について調整が困難。空状況については一部施設の指定管理者HPで掲載済。 【スポーツ施設】 導入不要 窓口での予約が浸透しており、予約が重複する場合の調整もスムーズに行われている。予約システムの導入は利用実態になじまない判断。
平成27年度		平成28年度		平成29年度		
評価	結果	評価	結果	目標	評価	
未達成	①3種完了 ②5,564件	未達成	①追加種別の検討（戸籍証明書の追加） ②H29年3月末現在 ・ 住民票 4.7%（H28県内3位） ・ 印鑑証明8.8%（H28県内1位） ・ 所得証明0.8%（H28県内6位）	①戸籍システムと住記システムの情報連携 ②住民票 21.6%（H28県内トップ値） 印鑑証明 34.2%（H28県内トップ値） 所得証明 10.2%（H28県内トップ値）	進捗中	① ・ 3種（住民票の写し、印鑑登録証明書、所得（課税）証明書） ・ 戸籍システムと住記システムの情報連携 【達成】 ② ・ 住民票 8.0%（平成30.3月末現在、昨年比+3.3） ・ 印鑑証明 12.7%（平成30.3月末現在、昨年比+3.9） ・ 所得証明 3.1%（平成30.3月末現在、昨年比+2.3） 【進捗中】 利用推進策として、多機能端末による交付手数料の減額（6/1～、半額）、市民課窓口にも多機能端末の設置（8/1～）、パンフレットの作成・配付など、各種利用啓発を実施したが、目標には達しなかった。
平成27年度		平成28年度		平成29年度		
評価	結果	評価	結果	目標	評価	
達成	1,037人（H28.4.1）	達成	1,037人（H28.4.1） △48人（H28年度内退職） 51人（H29.4.1採用） 1,040人（H29.4.1）	1,034人（H30.4.1）	進捗中	1,037人（平成29.4.1） △58人（平成29年度内退職、派遣等） 64人（平成30.4.1採用等）内9人再任用） 1,043人（平成30.4.1） ※目標人数と平成30.4.1の職員数見込みに差が生じている要因は、行政ニーズに対応するため、幼児教育職の採用者数を20人から25人に増員したこと、退職見込み数の差（4人）等によるものです。今後は、定年延長等の動向も見極めながら、引き続き適正かつ計画的な職員数の確保に取り組んでいきます。
平成27年度		平成28年度		平成29年度		
評価	結果	評価	結果	目標	評価	
達成	組織体制の検証 組織機構の改編 「長浜市事務分掌条例」の一部改正 「スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例」の制定	達成	①長浜市総合計画の着実な実行のための横断型組織の設置 ②グループ制の検証及び新体制シミュレーション	検証に基づく改善の実施	達成	・ 組織体制の検証 ・ 組織機構の改編 ・ 支所業務現状調査の取りまとめ・分析 ・ 平成31年度支所機能見直し実行計画の作成 ・ 全職員で取り組む業務の今後の方針を整理
平成27年度		平成28年度		平成29年度		
評価	結果	評価	結果	目標	評価	
達成	支所機能の集約に向けた事務の整理 組織機構の改編 支所の役割を「行政サービスの提供」に特化 広報ながはま12/1号で事前周知	達成	①支所業務量調査の実施及び手順表の見直し ②支所業務連絡調整会議の実施（年7回）	仮称「行政サービス窓口」の設置（平成31年度）に向けた事務の整理	達成	・ 支所業務現状調査の取りまとめ・分析 ・ 平成31年度支所機能見直し実行計画の作成 ・ 全職員で取り組む業務の今後の方針を整理 ・ 湖北支所及び西浅井支所の利活用協議の実施 ・ 旧余呉支所の利活用検討の実施

【大綱】 推進項目③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
7	内部統制の整備・運用	不祥事の発生を職員一人ひとりが真摯に受けとめ、不祥事の根絶と市民の信頼回復に向けて、全庁的に内部統制に取り組む体制を整備する必要があります。	内部統制を推進する体制を整備・運用し、職員の不正な業務執行を防止するとともに、住民に直接影響のあるミス無くし、市民から信頼される市役所になります。	総務課 財政課 契約検査課 会計課 (全庁)	内部統制実績報告書の作成・公表
【大綱】 推進項目④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
8	職員力・組織力の開発	自ら率先して行動し（能動）、新しい価値を紡ぎ出し（起動）、人の心と力を結び付ける（連動）職員及び主体的に学習し（能動）、新しい変化を起こし（起動）、多彩な力を結集し発揮する（連動）組織をめざして、長浜市職員力・組織力開発基本方針に基づき、職員力及び組織力の開発を図っています。 ○市独自研修の受講者数：2,717人（H26年度） ○専門スキル習得研修の参加職員数：107人（H26年度） ○職場研修を月1回以上開催した職場の割合：35.8%（H25年度） ○地域づくり協議会へ地域支援職員として派遣した職員数：計92人（H24:24人、H25:34人、H26:34人）	行政のプロフェッショナルとして必要なスキルを習得できるよう研修等の機会を提供します。	人事課 (市民活躍課)	①市独自研修の受講者数 ②専門スキル習得研修の参加職員数 ③職場研修を月1回以上開催した職場の割合 ④地域づくり協議会へ地域支援職員として派遣した職員数
【大綱】 推進項目⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
9	人事評価制度の充実	目標管理制度の運用により、職員一人ひとりが組織目標である部局経営方針及び所属目標を明確に意識し、仕事の進捗管理を適切に行いながら、組織目標の達成と組織力の強化、人材の育成を進め、適正な人員配置につなげています。	目標管理制度の評価結果を給与に反映させ、人事評価の客観性、公平性、透明性を高めます。	人事課	人事評価の給与への反映
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
10	ワークライフバランスの推進	職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、時間外勤務が少ない職場環境づくりを進める必要があります。 ○職員1人当たりの年間時間外勤務時間数：213時間（H25年度）	時間外勤務を縮減することで、ワークライフバランスの適正化を進めます。	人事課	月45時間以上時間外勤務をしている人の率
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
11	女性の活躍促進	女性の能力が十分発揮できるなど、性別や年齢に関わらず、職員の誰もが意欲と誇りを持って働ける職場環境づくりを進めるため、女性の管理職の登用を進めています。 ○女性管理職の割合：7.1% 県内市平均：14.2%（H26年度） ○正規職員における女性の割合：24.2% 県内市平均：27.2%（H26年度）	女性の能力が十分発揮できる職場環境づくりを進め、女性管理職の割合を高めます。	人事課	40歳以上の職員に占める管理的地位（副参事級以上）にある職員の割合の男女差（ポイント）
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
12	職員意欲の増進支援	職員の自己啓発と能力開発を推進するため、職員が自主的に市政の推進に関する研究や現場の問題解決を図る研修の開催に対して補助・支援する制度を設けています。 ①自主研究グループ活動への補助：0件（H26年度） ②現場の問題解決型研修への支援：8件（H26年度）	職員自らが意欲を持って能力開発に取り組めるよう、自主研究グループの活動を業務として位置づけるとともに、現場の問題解決を支援します。	人事課	①自主研究グループ活動への補助件数 ②現場の問題解決型研修への支援件数

7 アクションプラン取組内容

平成27年度		平成28年度		平成29年度			
評価	結果	評価	結果	目標	評価	結果等	
達成	内部統制基本方針の策定 リスク評価の実施（7月から実施） 対応策の作成（部課長によるチェック） 研修と対策の実施（研修会の実施） モニタリングの実施（3か月ごと） 報告書の作成・公表	達成	内部統制基本方針策定（6月） リスク評価の実施・対応策の作成 モニタリングの実施 ⇒四半期ごとの実施（7月から開始） 各職場での研修の実施 各職場への出前研修の実施 文書事務研修（主事・主査級職員）実施 年間の報告書の作成・公表(5月)	・基本方針の見直し ・リスク評価の実施 ・対応策の作成 ・研修と対策の実施 ・モニタリングの実施 ・報告書の作成・公表 ・財政、財産、契約、文書、法令に関する職員研修の充実 ・事務改善（市長事務委任、公印押印）	達成	・リスク評価の実施・対応策の作成 モニタリングの実施 ⇒四半期ごとの実施（5月・7月・11月・1月） ・具体的なリスク事例を各部局で情報共有することにより、他の部局でも参考として再発防止につなげる取組を第3回コンプラ推進本部会議から実施 ・各職場での研修の実施 ・ヒューマンエラー研修の実施（平成29年度は、市民生活部、健康福祉部、北部振興局、会計課を対象） ・年間の報告書の作成、公表は平成30年5月 ・文書管理規程にあるように、公印及び契印の省略可能な文書の明示、軽易な文書の部課長名での文書発送を周知徹底した。また、契印の押印については、文書発送の最終確認のため担当課にて押印を行うこととし、平成29年6月から文書発送事務及び押印事務の簡素化、効率化を図った。	
平成27年度		平成28年度		平成29年度			
評価	結果	評価	結果	目標	評価	結果等	
達成	①2,543人 ②130人 ③84.5% ④24人	未達成	①2,169人 達成 ②123人 達成 ③95% 未達成 ④16人 未達成	①2,000人 ②130人 ③100% ④12人	達成	①2,101人 ②162人 ③98% ④12人	
平成27年度		平成28年度		平成29年度			
評価	結果	評価	結果	目標	評価	結果等	
達成	給与反映制度（人事評価制度）を整備 人事評価規程を制定 実施マニュアルを改定	達成	全職員において、人事評価制度の本格実施が図られた。	人事評価制度の適正な実施 人事評価の給与への反映	達成	全職員において、人事評価制度を実施。 期末勤勉手当、昇給、昇任において、昨年度の人事評価結果を反映した。	
平成27年度		平成28年度		平成29年度			
評価	結果	評価	結果	目標	評価	結果等	
未達成	職員1人当たりの年間時間外勤務時間数 218時間	未達成	月45時間以上時間外勤務をしている人の率 市長部局：14.6% 教育委員会（幼保除く）：15%	月45時間以上時間外勤務をしている人の率 H32目標にポイントを近づける ・市長部局：H32目標12% ・教育委員会（幼保除く）：H32目標16% 【変更理由】 教委 38%→16% 組織編制があったため	達成	平成30.4.19時点 （平成29年4月～平成30年3月までの実績） ・市長部局：39／463人 8.4% ・教育委員会（幼保除く）：6／55人 10.9%	
平成27年度		平成28年度		平成29年度			
評価	結果	評価	結果	目標	評価	結果等	
達成	女性管理職の割合 9.8%	達成	○40歳以上の職員に占める管理的地位(副参事級以上)にある職員の男女差（ポイント） <u>H27市長部局実績 24.6ポイント差</u> ↓ <u>H28市長部局実績 19.7ポイント差</u> 参考【市長部局】 H28年度の管理職に占める女性の割合も、どの役職階層でも増加 ・部長級 H27年度10.0% →H28年度10.7% ・課長級 H27年度10.0% →H28年度11.9% ・副参事級 H27年度16.3% →H28年度20.2%	40歳以上の職員に占める管理的地位(副参事級以上)にある職員の男女差（ポイント）、H28年度実績よりポイントを縮める。	進捗中	○40歳以上の職員に占める管理的地位(課長補佐級以上)にある職員の男女差（ポイント） 平成28市長部局実績 19.7ポイント差 →平成29市長部局実績 24.4ポイント差 参考【市長部局】 「管理的地位にある女性職員」の数は平成28年度35人から平成29年度38人と微増しているが、それ以上に男性職員の数が増えた。 ●女性職員の割合 ・部長級 平成28年度10.7%→平成29年度7.1% ・課長級 平成28年度11.9%→平成29年度10.2% ・課長補佐級 平成28年度20.2%→平成29年度21.1%	
平成27年度		平成28年度		平成29年度			
評価	結果	評価	結果	目標	評価	結果等	
達成	①1件 ②6件（11部署）	—	—	—	—	—	

7 アクションプラン取組内容

取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
13	多様な任用制度 の活用	事務の種類や性質に合わせて非常勤嘱託員、臨時職員等を適材適所に配し、業務内容に適した任用制度の活用を図っています。 ○定員適正化計画対象正規職員数： 1,041人（うち任期付職員：3人） ※教育長含む（H27.4/1） ○臨時職員数：1,403人 （うち常勤：704人、非常勤：699人）（H27.4/1）	総人件費の抑制を図りつつ、事務負担の軽減と円滑な事務ノウハウが引き継がれるよう、再任用職員の積極的な任用を図ります。	人事課	再任用制度の導入
【大綱】 推進項目① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
14	PPP（官民パートナーシップ）の推進	協働によるまちづくりの促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、「長浜市市民協働推進計画」を策定し、基本構想の将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」の実現を進めています。	支出に見合った価値を向上させるため、市事業における（仮称）官民パートナーシップ計画（以下「PPP計画」という。）を策定し、民間の資金・能力を積極的に活用します。	行政経営改革課	PPP計画の策定・運用
【大綱】 推進項目② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
15	公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	効果的・効率的に施設サービスを提供するため、指定管理者制度の導入推進などを通じて、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を積極的に活用しています。 ○指定管理者制度導入施設：計91施設（H27.4.1現在） うち、平成27年度新規導入施設：6施設	公共施設の整備・運営に民間資金・能力を活用します。	行政経営改革課	①【再掲：取組No14】PPP計画の策定・運用 ②指定管理者制度導入施設数
【大綱】 推進項目③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
16	地域づくり協議会の活動拠点づくり	地域づくり協議会の活動拠点として公民館を活用できるよう、指定管理者制度の導入を推進しています。 ○地域づくり協議会が指定管理を受託する公民館数：7公民館（H27.4.1現在） ○公民館のコミュニティ施設への転換の検討（H26年度）	地域づくり協議会による公民館の指定管理者制度の導入を進めるとともに、地域に合った幅広い自主的な活動が展開できるよう、公民館を社会教育拠点から地域活動拠点として機能が発揮できるコミュニティ施設へ転換します。	市民活躍課	①地域づくり協議会が指定管理を受託する公民館数 ②コミュニティ施設数
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
17	中間支援機能の整備	市内には市民活動支援を行う中間支援組織や施設がなく、協働事業が促進されにくい原因の一つとなっています。このため、先進地の中間支援組織の視察や研究を通じて、中間支援組織のあり方や設立に向けた検討を行っています。	市民活動の立ち上げや団体が安定して継続的に活動できるよう、運営面での支援をはじめ、地域の課題とそれを解決する手段や資源を有する団体・企業、行政との橋渡しなど、多様な主体とのつながりや情報の提供、調整等を行う中間支援機能を整備します。	市民活躍課	中間支援機能の整備
【大綱】 推進項目④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
18	地域づくり協議会への一括交付金の創設	自治会に対する財政的な支援について、自治会ごとに必要とする補助金等が異なるため、先進的事例を研究し、一括交付金化の検討を行っています。	地域づくりのための補助金等を見直し、地域づくり協議会等への一括交付金を創設します。	市民活躍課	一括交付金制度の創設

7 アクションプラン取組内容

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
完了	再任用制度運用要綱を策定 再任用制度を導入。 取組完了とする。	—	—	—	—
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	長浜市官民パートナーシップ 推進基本方針の策定	達成	長浜市官民パートナーシップ 実施計画の策定 (平成29年3月)	長浜市官民パートナーシップ 実施計画の運用	・取組業務ごとの進捗管理及び新規導入業務の照会 ・取組完了事業：公有財産売却支援業務、会計課 窓口収納業務、長浜の自然と森に親しむ体験交 流・保全事業
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①長浜市官民パートナーシ ップ推進基本方針の策定 ②95施設 (H28.4.1)	達成	①長浜市官民パートナーシップ 実施計画の策定 (平成29年3 月) ②95施設 (H29.4.1現在) 指定管理者選定委員会の開催 新規導入・更新施設数：20施 設 【達成とした理由】 「長浜市長浜駅西駐車場」が普 通財産となるため。 (96施設→95施設)	①長浜市官民パートナーシ ップ実施計画の運用 ②104施設 (H30.4.1現在)	①PPP実施計画 ・取組業務ごとの進捗管理及び新規導入業務の照会 ・取組完了事業：公有財産売却支援業務、会計課 窓口収納業務、長浜の自然と森に親しむ体験交 流・保全事業 ②指定管理者制度 ・102施設 (平成30.4.1 現在)
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①7公民館 (H28.4.1現在) ②「地域における公民館のコ ミュニティ施設への転換計 画」を作成	達成	①新規導入(神照)・更新(六 庄)含め8公民館 ②まちづくりセンター条例の 整備・関係者や市民に対して の周知	①平成30年度現在、まちづ くりセンター10施設への指 定管理の導入をめざして協議 を行う。 ②18施設	①平成30年度に現状8施設に加えて2施設の指定 管理手続きを行う予定。 ②18施設
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	ながはま市民活動センター整備 基本方針の策定及び例規整備	達成	H28.5月「ながはま市民活動 センター」オープン	中間支援機能の拡充	①人材育成 市民向け、地域づくり協議会向け人材育成講座を9講座 を実施 ・暮らしデザインPJ 前期5人 後期5人 ・市民カメラライター養成講座 11人 ・まちづくり実践講座 21人 ・ボランティア支援講座 第1回 18人 第2回 20人 ・高校生プロジェクト 22人 ・つくる・つながる・つづけるセミナー 12人 ・男の仲間作り講座 18人 ②つながりづくりイベントの実施 12月2日「みんなであつがるひろば」を開催 48団体200人が交流することができた。 ③広報ながはま毎月15日号に市民活動情報を掲載。さ らに、7月1日号で地域づくり協議会の特集、2月1日 号で市民活動特集を掲載。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	一括交付金制度施行案の作成 (12月) 及び要綱整備	達成	モデル実施 (自治会交付金との一本化)	モデル実施 モデル実施の検証	平成30年度施行に向けた一括交付金制度を創設 今後も交付金メニューを増やす予定。

【大綱】 推進項目④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
19	協働型事業の拡充	地域づくり協議会やNPO等に対して、市が協働で実施したいと考えている事業を整理し、情報提供しています。 協働型事業の数 27事業（H26年度）	費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、市が直接行っている事業を市民との協働型事業へと転換し、拡充します。	市民活躍課	協働型事業の数
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
20	協働型事業の評価	市と市民双方が、協働事業で実施したことの評価や効果の検証を行い、今後の協働事業を改善するため、協働事業評価の試行実施及び仕組みの整備を行っています。	協働型事業を推進するため、協働事業評価を運用します。	市民活躍課	事業評価を実施した協働型事業の数
【大綱】 推進項目⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
21	市民協働情報の広報推進	市民協働情報を広く市民にお知らせするため、市民活動団体の活動情報や団体のデータベース等を掲載する市HP「ながはま市民活動団体支援サイト」を開設しています。 ①団体支援サイト登録団体数：122団体（H26年度） ②団体支援サイトの年間閲覧数：289回（H26年度） ③団体支援サイトFacebookの登録者数：101人（H27.4月）	市HP「ながはま市民活動団体支援サイト」の登録団体数と閲覧数、同サイトFacebook登録者数を増やします。	市民活躍課	①団体支援サイト登録団体数 ②団体支援サイトの年間閲覧数 ③団体支援サイトFacebookの登録者数
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
22	行政情報のオープンデータ化	①行政の透明性・信頼性の向上、②市民参加・官民協働の推進、③経済の活性化・行政の効率化を三位一体で進めるため、市が保有する情報を機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールでデータを公開しています。 ○市HPに掲載しているオープンデータの種類：4種（H26年度）	市HPに掲載するオープンデータの情報を増やし、公共データの利活用を推進します。	情報政策課	市HPに掲載するオープンデータの種類の数
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
23	市民公開GIS（長浜市地図サービス）の充実	行政が保有している地図情報を市民に活用してもらうため、市民公開GIS（長浜市地図サービス）をインターネット上で公開し、白地図をはじめ土地利用上の各種規制図や防災情報（ハザードマップ）等の情報を提供しています。 ○市民公開GISの搭載レイヤ数：10テーマ、48レイヤ掲載（H27年度）	庁内共用GISレイヤのうち、個人情報を含まないなどの公開可能な情報を、市民公開GIS（長浜市地図サービス）に順次追加し、内容の充実を図ります。	都市計画課 （データ所管課）	市民公開GISの搭載情報件数（内訳：レイヤ数）
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
24	市政情報の効果的な広報の推進	市民が必要な市政情報をいつでも入手できるようにするため、広報ながはまの発行、市ホームページへの情報掲載、報道機関への情報提供をはじめ、市民活動団体との協働によるインターネット動画サイトを活用した市政情報等の発信など、各種媒体を活用して市政情報の広報を実施しています。 ○広報ながはまの発行：月2回、全戸配布（42,300部発行） ○市HPの閲覧数：323,504回（H26年度月間平均） ○市HPのFacebook登録者数：1,770人（H27.4月） ○市政情報LINE登録者数：741人（H27.4月） ○ケーブルTV、インターネットを活用した動画による市政情報「ながはまTV」の発信 インターネット視聴数：1,000回（H26年度月間平均） ○市民が運営するインターネット情報局「STUDIOこほく」番組内で「長浜チャンネル」コーナーを設置し、市職員自ら市政情報をPR（月2回） 参考：STUDIOこほく（生放送：毎週水曜日 21:00-22:00、録画放送）の視聴数：3,000回（H26年度月間平均）	多様な媒体を活用して、市政情報を効果的に広報します。	市民広報課	①市HPの閲覧数（月間平均） ②市HPのFacebook登録者数 ③市政情報LINE登録者数 ④ながはまTVインターネット視聴回数（月間平均）

7 アクションプラン取組内容

平成27年度					
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	32事業	達成	49事業 (32事業＋新規17事業)	55事業	達成 132事業
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	10事業	達成	実施された14事業すべて評価した 【達成とした理由】 当初評価予定だった事業が、関係団体の日程調整により、市内で実施されなかったため。事業名：RUN伴（担当課：高齢福祉介護課）	12事業以上（市、市民ともに高評価の事業数）	達成 協働型事業132事業から双方評価対象事業を15事業選定 うち市・市民ともに評価値80%以上の事業数：10事業
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①124団体 ②2,500回 ③290人	達成	① ー ②4,531回（H29.3月末時点） ③428人（H29.3月末時点）	②4,800回 ③500人	達成 ②8,521回 ③523人
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	13種	達成	オープンデータ 16種 アプリ 1種	20種	達成 オープンデータ 21種 アプリ 1種
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	公開可能な情報の市民公開GISへの追加 指定道路情報の公開（指定道路マップ1テーマ、1レイヤ追加） 市民公開GISの登載レイヤ数 10テーマ、48レイヤ掲載（H28.3.31時点）	未達成	未整備 ・H29ハザードマップ追加（医療救護所）	・公開可能な情報の市民公開GISへの追加	達成 新規の市民公開はできていないものの、各課の整備状況（道路台帳等）を確認することにより、公開レイヤの検討を進めることができた。また、システム開発・保守業者からの事例提供等を促しており、GISの活用方法や公開可能な情報の追加について、今後も所管課への働きかけを継続する。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①318,855回 ②2,400回 ③900人 ④590回	未達成	①310,489回／月（H29.3月末）未達成 ②3,211人（H29.3月末）達成 ③1,200人（H29.3月末）達成 ④744回／月（H28.4月～H29.3月）達成	①350,000回 ②3,500人 ③1,420人 ④760回	進捗中 ①291,868回 ②3,607人 ③1,462人 ④666回 【部分未達成理由】 HPやながはまTVの更新について閲覧数が目標数に達しなかった。原因として、定期的にページの更新を行ったが、魅力ある情報や知りたい情報などの発信が不足したことも考えられる。HPでは、ページが役に立ったかなどのアンケートを取っており、今後のページ更新の参考にして改善を図りたい。また、首都圏でのPR事業やチラシ配布などで長浜ファンを増やすなど、間接的な効果も積極的に狙う。

【大綱】 推進項目⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
25	行政出前講座の 充実	市民の皆さんが、知りたい、聞きたい市の施策や制度などについて、職員から直接話を聞き、意見交換ができるよう「行政出前講座」を開設しています。 ○行政出前講座数：全51講座、開催数：803回（H26年度）	行政出前講座を充実し、職員が市民の声を直接聞く機会を増やします。	市民活躍課	行政出前講座の 開催数
【大綱】 推進項目① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
26	財政の透明性の 向上	財政の透明性の向上を図るため、市HPにおいて財政情報を公表しています。 ○市HPに掲載している主な財政情報（H26年度） 予算：予算の概要、予算編成過程 ・財政事情：半期毎の財政動向及び市長の財政方針、収入及び支出概況、住民負担状況、公営事業の経理概況、財産、公債及び一時借入金の現在高等 ・財務情報・今後の財政運営：財政白書、財務4表、健全化判断比率・資金不足比率、補助金等の交付状況等	公共事業の施行状況について、予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表します。	財政課	公共事業の予算額、契約済額及び支出済額の公表
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
27	地方公会計制度の整備	一般行政経費等の開示を充実させるため、総務省改訂モデルによる財務諸表を作成し、公表しています。	統一的な基準による公会計の整備を進め、事業や公共施設等のマネジメントに取り組むとともに、他の地方公共団体や時系列での経営状況の比較を一層可能とします。	会計課 財政課 行政経営改革課 (全部局)	統一的な基準による財務諸表の作成・公表・利活用
【大綱】 推進項目① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
28	病院事業の経営 健全化	長浜病院及び湖北病院の特性を活かし、患者や利用者へのサービスを充実させるとともに、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供するため、長浜市病院事業改革プランを策定し、運用しています。 ○経常収支比率（H25年度） ①長浜病院：99.43% ②湖北病院：96.78%	長浜市病院事業改革プランに基づき、病院事業の経営健全化を図ります。	長浜病院 経営企画課	経常収支比率 ①長浜病院 ②湖北病院
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
29	公共下水道事業の地方公営企業法の適用	公営企業会計を適用していない公共下水道事業に対して同会計の適用を進めるために、公共下水道に統合する農業集落排水施設の資産評価を行い、固定資産台帳の整備を行っています。	下水道事業の経営の自立化、健全化を進めるため、平成30年度において公共下水道事業に地方公営企業法を適用します。	下水道課	地方公営企業法の適用 (平成30年度)
【大綱】 推進項目② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
30	公共施設等総合 管理計画の進捗 管理	公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行うため、公共建築物の基本方針（適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保）とインフラ資産の基本方針（更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保）を定めた「長浜市公共施設等総合管理計画」を平成26年度に策定しました。 ○公共建築物の延床面積：68.4万㎡（H25年度末）	公共建築物の延床面積を平成36年度末までに平成25年度末と比較して6%削減します。（68.4万㎡→64.4万㎡）	行政経営改革課	公共建築物の延床面積削減の進捗率

7 アクションプラン取組内容

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
未達成	740回	達成	730回	740回	616回 新規施策等が少なく、講座の依頼が少なかったため、目標回数には達しなかったが、講座のメニューを充実させ、講座受講者から高い評価をいただくことができた。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	四半期ごとに公表	達成	四半期毎に公表 (第4四半期分はH29.4月以降に集計)	四半期毎に公表	四半期毎に公表 (ただし第4四半期分の集計は平成30年4月以降)
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	固定資産台帳の整備	達成	財務会計システムの改修や地方公会計標準ソフトウェアの導入など、平成28年度決算の財務書類の作成・公表に向け準備を進め、開始貸借対照表を作成した。	平成28年度決算の財務諸表の作成・公表・利活用	・平成28年度決算の財務書類を作成し、公表した。 ・代表的な施設類型（文化ホール）において、試験的に施設別行政評価シートを作成し、コスト情報整理のための基準検討を行った。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
未達成	①97.69% ②96.95%	未達成	①94.1% ②94.4%	長浜市病院事業中期経営計画における数値目標	中期経営計画取組施策の数値目標達成状況 ①長浜病院 取組施策項目 44項目 A評価（達成率100%以上） 21項目 B評価（達成率80～100%） 18項目 C評価（達成率80%未満） 5項目 ②湖北病院 取組施策項目数 38項目 A評価（達成率100%以上） 25項目 B評価（達成率80～100%） 9項目 C評価（達成率80%未満） 4項目
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	H27年度固定資産台帳の整備、下水道管路台帳の電子化、固定資産調査の試行的実施	達成	下水道台帳管理システム完成（H28年度整備分はH29に更新） 固定資産データの受領、企業会計システムへの反映（平成29年4月） 企業会計システムの仕様決定	企業会計システムの運用準備法適化にともなう事務手続きの実施	企業会計システム構築完了 ・法適化事務手続き完了
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	進捗率： 37% H27年度純減：14,633㎡	達成	目標進捗率： 43% H28年度純減：17,041㎡	平成36年度目標（6%削減）の達成に向けた延床面積の削減	目標進捗率：62% 平成29年度純減（累積）：24,723㎡

【大綱】 推進項目② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
31	農業集落排水施設の公共下水道への統合	快適で安全・安心、持続可能な下水道を構築するため、平成40年度を目標とした「長浜市下水道ビジョン」を平成26年度に策定しました。 農業集落排水施設等は、市内57処理区と広範囲に点在しており、単独処理による不採算経営、施設の老朽化の進行と修繕費の高騰が懸念されます。	将来にわたって下水道事業を健全に運営するため、農業集落排水施設を公共下水道に統合します。	下水道課	農業集落排水施設の公共下水道への統合
32	公共施設等の保全整備費の確保	平成24年3月に支所庁舎等再編整備基金を設置し、支所庁舎をはじめとする公共施設の再編、整備その他の有効活用に取り組んでいます。 ○支所庁舎等再編整備基金 (H26年末残高見込：2億5千万円)	将来の公共施設等の大量更新時期を見据え、支所庁舎等再編整備基金をインフラ資産の保全整備にも対応できるようにするため、公共施設等保全整備基金を設置し、必要な費用の財源を計画的に基金へ積立てます。	行政経営改革課	公共施設等保全整備基金への積立額
【大綱】 推進項目③ 税源かん養と歳入確保の推進					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
33	債権回収対策の強化	財源確保による安定した市の財政運営と市民負担の公平性を確保するため、市の債権については、長浜市債権管理計画に基づき、適正な債権管理を進めています。	長浜市債権管理計画に基づき、各債権の目標収納率を達成します。	滞納整理課 (税務課、保険医療課、高齢福祉介護課、子育て支援課、建築住宅課、下水道課、幼児課、長浜病院医事課、湖北病院医事課)	各債権の収納率
【大綱】 推進項目③ 税源かん養と歳入確保の推進					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
34	受益者負担の適正化	施設使用料、サービス利用料等については、住民の負担の公平性の観点から、利用目的や利用形態が類似する施設間における使用料の均衡を図ってきました。 ○施設使用料の改正：32施設（H24年度） ○学校体育施設開放事業の負担料の徴収（H25年度） ○簡易水道事業の料金改定（浅井）（H25年度） ○農業集落排水処理施設の使用料体系の統一（H26年度） ○消費税増税8%の適正転嫁の一部実施（宿泊施設、公共料金）（H26年度）	利用率の向上による収支改善や施設維持管理コストの縮減等を前提に、公共施設における受益と負担の適正化を図ります。 また、消費税増税にともなう適正な転嫁を行います。	①行政経営改革課 (施設所管課) ②財政課	①施設使用料等の改正 ②消費税増税にともなう適正な転嫁
35	未利用財産の活用	未利用となっている公有財産については、地域団体や民間への貸付や売却を積極的に行うなど、有効な利活用を進め、歳入の増加や維持管理コストの縮減を進めています。 ○未利用財産の新規活用件数（H26年度） ①売却等件数：5件 (土地譲与：1件、427㎡。土地売却：1件、429㎡。建物譲与：3件、772㎡) ②新規貸付件数：5件 (土地貸付：4件、11,069㎡。建物貸付：1件、150㎡)	未利用財産の売却、貸付を着実にを行います。	財産活用室 行政経営改革課	未利用財産の新規活用件数 ①売却等件数 ②新規貸付件数

7 アクションプラン取組内容

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	海老江地区、公共下水道への接続調査、実施設計の完了。	達成	工事（1処理区） ・海老江地区公共下水道接続工事（平成28年完了 次年度継続） 調査設計（3地区） ・海老江・益田地区公共下水道接続土質調査業務完了 ・木尾地区公共下水道接続実施設計業務完了 ・美浜地区公共下水道接続実施設計業務完了	工事（2処理区）	達成 ・海老江・益田処理区 工事施行方法（推進工）において想定外の土質（礫質）により進捗率が低下したことにより年度完了が若干遅れたが、H30.5工事完了。H30.7接続 ・木尾処理区 平成30年度接続予定
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	積立額 8億4千万円	達成	積立額に34,612千円を増額（3月補正）し、整備費の確保を行った。	2千万円	達成 積立額223,690千円
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
未達成	詳細は別紙のとおり	未達成	【新たな未収債権の発生抑止】 ◆各未収債権担当課において督促・催告・納付相談等を適宜行った。 【既存未収債権の縮減】 ◆各未収債権担当課において滞納整理（処分・法的措置執行停止・債権放棄）を進め、未収債権縮減を図った。 【全庁一体となった取組みの推進】 ◆債権管理委員会検討部会 8/4、9/28、11/22、12/19、12/21、1/10 ◆債権管理委員会 8/9、1/18、2/15 ◆未収債権担当者会議（研修会） 5/2、6/27、7/29、8/10 ◆4半期ごとの債権管理の進捗状況ヒアリングを実施。 ◆巡回相談 8月、9月、11月、12月、2月実施。 ◆第1期債権管理計画 平成27年度徴収計画実績と評価報告。 ◆平成29年度徴収計画を策定。	改訂後の長浜市債権管理計画における各債権の目標収納率 ※別紙のとおり	達成 【未収債権の発生抑止と縮減】 ◆各未収債権担当課において滞納整理（処分・法的措置 執行停止・債権放棄）等を進め、未収債権の発生抑止と縮減を図った 【全庁一体となった取組みの推進】 ◆未収債権担当者対象の研修を行った。（5/1、6/19、10/24） ◆4半期ごとの債権管理の進捗状況ヒアリングを実施。 ◆巡回相談の実施（5・6・8・9・11・2・3月） ◆平成28年度徴収計画実績と評価 ◆平成30年度徴収計画を策定。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①固定資産台帳の整備 ②消費税率の引き上げ（10%）に向けた研究及び検討	達成	①直営公民館等の利用状況等の調査 地方公会計制度整備にともなう基礎データの検証 ②消費税増税に伴う適正な転嫁 ・消費税率引き上げの延長に伴い、6月2日付で本市の対応方針を決定（H29年度以降の予算編成に係る対応） ・消費税率引き上げの延期に伴う影響額を試算	①施設別コスト及び受益者の負担区分に基づく使用料等の設定（改正案の作成） ②消費税増税にともなう適正な転嫁	達成 ①施設別コスト及び受益者の負担区分に基づく使用料等の設定（改正案）の作成 ②消費税率引き上げへの対応として、今後のスケジュールや課題等について、関係課と協議を行った。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①6件 ②4件	達成	①5件（6千㎡、52百万円） H22以降の売却累計 28千㎡、780百万円 ②0件	①4件 ②1件	・未利用地等の情報提供（30件）を市ホームページで公表（売却した物件を削除したため28件を掲載中） ・民間業者と公有財産売却支援業務委託を締結 ・利活用方針決定（9件） ・境界確定作業（2件） ・分筆作業（2件） ・鑑定作業（8件） ・入札募集（7件） 10/20入札実施 2/23入札実施 ・公募型プロポーザルによる売却（1件） 3月6日審査実施 未利用財産の新規活用件数 ①売却等件数 5件 ②新規買付件数 0件

【大綱】 推進項目④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し					
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
36	地方債残高の削減	将来世代の負担を軽減するため、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図っています。 ○地方債残高（普通会計）：516億円 ○市民一人当たり地方債残高：422千円 県内都市平均：393千円（H25年度末）	財政計画を着実に運用し、市民一人当たり市債残高を県内都市平均以下に縮減します。	財政課	地方債残高（普通会計）
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
37	補助金の見直し	補助金については、長浜市補助金制度ガイドラインに基づき、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを検証し、支出しています。 ○補助金の決算額：2,109百万円（H25年度）	補助金をよりの確で効果的なものとするとともに、市民に開かれた補助金制度とするため、長浜市補助金制度ガイドラインを改定し、適正化を図ります。	財政課	補助金の決算額
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
38	出資法人等の公的関与の見直しと経営健全化	主として民間企業が参入しにくい地域づくりの分野において、行政の事務の外部化による経費の軽減と民間活力の導入を図るため、市または市と民間が出資して設立した法人が12法人あります。 出資法人の経営健全化を促進するため、出資法人の経営状況を毎年HPで公表しています。 ○出資法人：市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社 長浜市土地開発公社、公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団、公益財団法人曳山文化協会、一般財団法人湖北水源の郷づくり、長浜地方卸売市場株式会社、株式会社黒壁、長浜まちづくり株式会社、株式会社まちづくり虎姫、湖北水鳥ステーション株式会社、有限会社西浅井総合サービス、株式会社ふるさと夢公社きのもと、えきまち長浜株式会社	出資法人が市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯を踏まえ、公的関与の適正化を図るため、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、出資法人等の経営の健全性をチェックする仕組みを整備します。	行政経営改革課 (総務課、スポーツ振興課、歴史遺産課、商工振興課、農政課、長浜駅周辺まちなか活性化室、北部振興局地域振興課)	①【再掲：取組No14】PPP計画の策定・運用 ②経営健全化指標の設定・公表
取組 No	アクションプラン 名	これまでの取組及び現状等	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安
39	米原市との共同事務の見直し	これまで湖北地域においては、共通する事務を複数の自治体の一部事務組合方式、共同設置方式及び事務受託方式により、共同で事務を処理し、効率的で質の高いサービスの提供を図ってきました。 ○一部事務組合方式 長浜水道企業団、湖北地域消防組合、湖北広域行政事務センター ○共同設置方式 湖北地域介護認定審査会 ○事務受託方式 湖北地域しょうがい者自立支援審査会、長浜米原休日急患診療所	市町合併が進んだことにより、湖北地域は本市と米原市の2市のみとなったことから、共同事務のあり方について、長期的な視点に立って見直しを進めます。	総合政策課 (防災危機管理局、下水道課、環境保全課、高齢福祉介護課、しょうがい福祉課、健康推進課、財政課、行政経営改革課)	米原市との協議の実施

7 アクションプラン取組内容

平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
未達成	49,890百万円 繰上償還額：4.1億円 公債費：51億円 市民一人当たり地方債残高：412千円 県内都市平均：394千円 (H26年度末)	達成	46,711百万円 繰上償還額 15.9億円 公債費 60.5億円 市民一人当たり地方債残高390千円	46,320百万円	達成 44,917百万円 繰上償還額 16.3億円 元金償還金 54.8億円 市民一人あたり地方債残高378千円
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
未達成	未改定	達成	下記の視点により補助金制度ガイドラインを見直した。 ①既存のルールを理解と認識、その徹底 ②補助金の情報公開について、さらなる推進 ③民間との支援・連携のあり方を明確化 (見直し内容) ・補助対象経費の明確化(補助対象経費の算出方法の明確化) ・補助対象事業の履行確認に係る事項の整理(事業の早期執行等) ・「補助金評価シート」を改正し、補助金の目的や効果の検証結果を明確化するとともに、評価内容を市ホームページ等での公開を検討 ・官民パートナーシップを推進する場合について、「補助金総額の設定」から「歳出総額の設定」に財政規律目標を変更	2,109百万円 ※官民パートナーシップを推進する場合は、除く	達成 予算編成等において、各所属で設定された補助金の目的や効果の検証を行った。
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
達成	①長浜市官民パートナーシップ推進基本方針の策定 ②経営健全化指標 新たな指標の追加、公表	達成	①長浜市官民パートナーシップ実施計画の策定(平成29年3月) ②各所管課の評価実施 市HPにおいて結果の公表	①長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用 ②経営健全化指標の設定・公表	達成 ①PPP実施計画 ・取組業務ごとの進捗管理及び新規導入業務の照会 ・取組完了事業：公有財産売却支援業務、会計課窓口収納業務、長浜の自然と森に親しむ体験交流・保全事業 ②経営健全化指標 ・指標の精査 ・市HPにおいて結果の公表 ・「一般社団法人湖北水源の郷づくり」解散に伴う清算
平成27年度		平成28年度		平成29年度	
評価	結果	評価	結果	目標	結果等
未達成	長浜水道企業団 米原市との協議に向けて今後の課題を整理 米原市との協議未実施 湖北地域介護認定審査会 米原市との共同事務のあり方について、米原市と関係課協議を実施(H27.5.13、H27.8.26、H27.10.23)	達成	・湖北地域介護認定審査会 米原市と共同事務のあり方について、米原市と協議を実施(5/17、11/8) ・長浜米原休日急患診療所 米原市と負担金の取り扱いについて、米原市と協議を実施(7/6)	湖北地域介護認定審査会のあり方について、引き続き米原市との協議を実施 その他共同事務のあり方について、米原市との協議の実施	達成 湖北地域介護認定審査室について、米原市や湖北医師会との協議の結果、平成31年度から、共同設置を解消し、両市でそれぞれ単独設置とすることで合意。 その他の共同事務についても、必要に応じ米原市や関係機関との協議を実施。

【別紙】No. 33 各債権の収納率・未収金額 実績と年次目標

長浜市債権管理計画（計画期間：平成28年度～平成30年度）

担当課	債権名	区分	年次目標	実績	年次目標
		年度	平成29年度	平成29年度	平成30年度
税務課 滞納整理課	市税	現年度分(%)	98.9	99.2	98.9
		滞納繰越分(%)	20.7	27.3	20.7
		未収金額(千円)	655,653	495,225	637,216
税務課 滞納整理課	国民健康保険料(税)	現年度分(%)	93.7	94.9	94.0
		滞納繰越分(%)	18.5	24.6	18.6
		未収金額(千円)	413,455	315,819	396,862
保険医療課	後期高齢者医療保険料	現年度分(%)	99.8	99.8	99.8
		滞納繰越分(%)	73.0	46.6	73.0
		未収金額(千円)	2,623	3,894	2,630
高齢福祉介護課	介護保険料	現年度分(%)	99.6	99.6	99.5
		滞納繰越分(%)	22.0	25.5	22.0
		未収金額(千円)	19,151	24,652	21,533
子育て支援課	放課後児童クラブ保護者負担金	現年度分(%)	99.5	99.7	99.5
		滞納繰越分(%)	25.0	31.9	25.0
		未収金額(千円)	1,319	929	1,188
建築住宅課	市営住宅使用料	現年度分(%)	99.0	98.7	99.0
		滞納繰越分(%)	9.2	10.0	9.2
		未収金額(千円)	19,755	19,884	18,684
建築住宅課	住宅改修資金等貸付金等	現年度分(%)	94.0	94.2	94.0
		滞納繰越分(%)	4.0	5.9	4.0
		未収金額(千円)	211,359	180,932	208,389
下水道総務課	公共下水道使用料	現年度分(%)	98.7	99.0	98.7
		滞納繰越分(%)	22.4	25.4	22.4
		未収金額(千円)	89,765	68,329	89,309
下水道総務課	公共下水道受益者負担金	現年度分(%)	100.0	98.5	100.0
		滞納繰越分(%)	3.3	52.6	5.1
		未収金額(千円)	6,787	868	5,814
下水道総務課	農業集落排水処理施設使用料	現年度分(%)	98.8	99.2	98.8
		滞納繰越分(%)	23.5	31.5	23.4
		未収金額(千円)	14,793	9,272	14,878
幼児課 滞納整理課	保育所保育料	現年度分(%)	98.9	99.4	99.0
		滞納繰越分(%)	22.0	23.7	22.0
		未収金額(千円)	24,919	12,969	23,929
幼児課	幼稚園保育料	現年度分(%)	99.6	99.8	99.7
		滞納繰越分(%)	32.0	49.2	32.1
		未収金額(千円)	541	558	490
市立長浜病院 医事課	病院診療費等（長浜病院）	現年度分(%)	94.9	96.4	95.0
		滞納繰越分(%)	37.3	36.8	37.3
		未収金額(千円)	181,554	117,845	179,260
長浜市立湖北病院 医事課	病院診療費等（湖北病院）	現年度分(%)	98.0	97.5	98.0
		滞納繰越分(%)	46.7	54.0	48.2
		未収金額(千円)	7,680	9,957	7,407

【資料2】

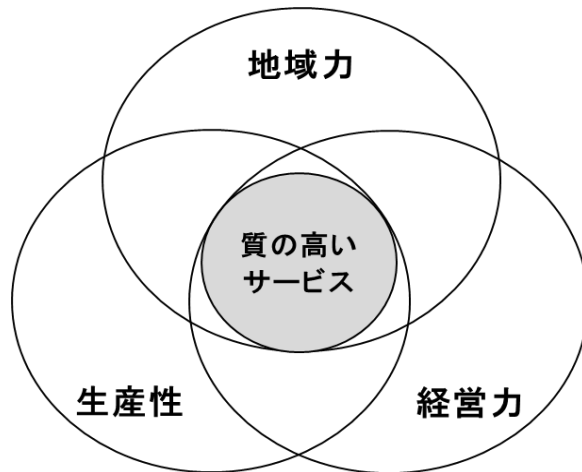
長浜市地域経営改革会議②

平成30年11月1日(木)

第3次 長浜市行政改革大綱
アクションプラン【平成30年度～平成32年度】

～平成30年度 年次計画～

将来の長浜市民に、負担を残さない持続可能なまちづくり



平成30年9月

長浜市

1 アクションプランの目的と位置づけ

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）は、第3次長浜市行政改革大綱の目標を達成するための目指す姿、課題、取組内容、推進課、年度ごとの目標等を定めるものです。

アクションプランは、結果の目安を定め、できる限り数値化を図るとともに、数値化が困難なものについては計画の策定や実行の期限を定め、PDCA（計画・実行・評価・改善）の管理サイクルを着実に回して、より良いものにしていきます。

2 アクションプランの取組期間

アクションプランの取組期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします（第3次長浜市行政改革大綱の取組期間：平成27年度から平成36年度までの10年間）。

3 推進体制と進行管理

アクションプランの推進にあたっては、市長を本部長とする「行政改革推進本部」を中心に各部局連携して取り組むとともに、本部において毎年度、評価を行い効果的な推進を図ります。

また、市民の誰もが改革の進行状況や成果等を確認・点検できるよう、毎年度わかりやすく取りまとめ、様々な媒体を通じて広報し、行政経営の透明化を図るとともに、市議会はもとより、市民、有識者で構成する「長浜市地域経営改革会議」などの意見を踏まえ、着実に推進していきます。

4 10年後の市の姿（経営資源：平成36年度）

- | | | |
|-------------------------------|--------|----------------------|
| ① 正規職員数
（定員適正化計画） | 1,011人 | 【平成30年4月1日現在：1,040人】 |
| ② 公共建築物の延床面積
（公共施設等総合管理計画） | 64.4万㎡ | 【平成30年4月1日現在：65.9万㎡】 |
| ③ 普通会計予算規模
（財政計画） | 476億円 | 【平成30年度：529億円】 |

5 財政健全化指標

- | | | |
|-----------|---|-----------------|
| ① 実質赤字 | ：一般会計において赤字を出さない。
（実質赤字比率：0％以下） | 【平成29年度決算：0％以下】 |
| ② 連結実質赤字 | ：一般会計及び特別会計の合算において赤字を出さない。
（連結実質赤字比率：0％以下） | 【平成29年度決算：0％以下】 |
| ③ 将来負担 | ：将来負担すべき借入残高等は返済可能額を上回らない。
（将来負担比率：0％以下） | 【平成29年度決算：0％以下】 |
| ④ 実質公債費比率 | ：11.1％以下とする。 | 【平成29年度決算：4.4％】 |

6 アクションプラン（平成30年度～平成32年度）一覧

第3次長浜市行政改革大綱				第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン		
目標	方針	改革の推進項目	アクションプラン名	平成30年度	進管理表 作成・提出課 (とりまとめ課)	
				推進課(関係課)		
生産性・地域力・経営力の向上で築く 「協働でつくる 輝きと風格のあるまち 長浜」	改革の方針1 サービスの質を常に カイゼンし 生産性を上げます	① 質を重視したサービスの提供	1 質の高い窓口サービスの提供	市民課、税務課、保険医療課、行政経営改革課	市民課	
		② シンプルでわかりやすい組織機構の整備	2 簡素で柔軟性、機動性のある組織づくり	行政経営改革課、人事課	行政経営改革課	
		③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底	3 内部統制の運用	総務課、財政課、契約検査課、会計課（全部局）	総務課	
			4 決裁事務電子化に向けた整備	情報政策課、総務課、財政課、契約検査課、会計課、行政経営改革課	情報政策課	
		④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実	5 職員力・組織力の拡充	人事課	人事課	
		⑤ 職員の能力、意欲、経験等を活かす人事管理制度の整備	6 働き方改革の推進	人事課、行政経営改革課（全部局）	人事課	
	改革の方針2 市民との協働・連携を推進し 地域力を上げます	① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	7 PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	行政経営改革課	行政経営改革課	
		② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	8 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	行政経営改革課	行政経営改革課	
		③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備	9 地域づくり協議会の活動拠点づくり	市民活躍課	市民活躍課	
		④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充	10 地域づくり協議会への一括交付金の創設	市民活躍課	市民活躍課	
			11 協働型事業の拡充	市民活躍課	市民活躍課	
		⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報	12 市民との情報共有の推進	市民広報課、総合政策課	市民広報課	
	改革の方針3 比較可能な公会計を整備し 経営力を上げます	① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保	13 地方公会計制度の活用	財政課、公共施設マネジメント課、行政経営改革課、会計課（全部局）	財政課	
		② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化	14 公共施設マネジメントの積極的推進	公共施設マネジメント課（施設所管部署）	公共施設マネジメント課	
			15 農業集落排水処理施設の公共下水道への統合	下水道施設課	下水道施設課	
		③ 税源かん養と歳入確保の推進	16 債権回収対策の強化	保険医療課、税務課、滞納整理課、子育て支援課、高齢福祉介護課、建築住宅課、下水道総務課、幼児課、長浜病院医事課、湖北病院医事課	滞納整理課	
			17 未利用財産の活用	公共施設マネジメント課	公共施設マネジメント課	
		④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し	18 地方債残高の削減	財政課	財政課	
			19 補助金の適正な運用	財政課	財政課	
		⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し	20 出資法人等の経営健全化	行政経営改革課（公共施設マネジメント課、スポーツ振興課、歴史遺産課、商工振興課、農政課、長浜駅周辺まちなか活性化室、北部振興局地域振興課）	行政経営改革課	
			21 米原市との共同事務の合理化	総合政策課（環境保全課、下水道総務課、防災危機管理局、財政課、行政経営改革課）	総合政策課	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手	

【大綱】 推進項目① 質を重視したサービスの提供										
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 （関係課）	結果の目安	年度目標 平成30年度	評価	年度末（3月） 結果等
1	質の高い窓口サービスの提供	来庁者に寄り添った丁寧な対応のもと、適正かつ迅速な市民満足度の高い窓口サービスを提供します。	市民の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアにおいて住民票等の交付及び市税・料等の収納を進めるなど、行政サービス提供窓口の拡大を図るとともに、本庁舎1階においても、多機能端末機を設置し、マイナンバーカードの普及促進と証明書交付手続の簡素化・待ち時間の短縮に努めています。 平成28年度には、本庁舎1階ロビーのレイアウト等の変更や番号案内等表示システム等の設置により、市民にとってより便利でわかりやすい行政サービスの提供に努めています。	職員数の適正化による計画的な職員数の縮減に対応しつつ、質の高い窓口サービスを安定して提供することが不可欠です。 市民満足度の高い窓口サービスの提供に努める必要があります。	市民のニーズを的確に把握し、市民満足度の高い窓口サービスを提供していくとともに、業務の外部委託等も視野に入れた業務体制の整備を進めます。	市民課、税務課、保険医療課、行政経営改革課	市民満足度の高い窓口サービスの提供、業務体制の整備	市民アンケートの実施 市民アンケート結果に基づくカイゼンの実施 業務体制の検討 委託業務の確定、業務仕様書等の作成		
								年次計画	中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等
								・市民アンケートの実施 ・市民アンケート結果に基づくカイゼンの実施 ・業務体制の検討 ・委託業務の確定、業務仕様書等の作成	Ⅱ	・市民アンケートの実施（市民満足度調査 期間：6/19-6/29、対象：18歳以上5,000人） ・業務体制の検討（市民課一部事務の民間委託、9月補正予算要求） ・市民課一部事務の委託業務（案）の確定、業務仕様書（案）等の作成
【大綱】 推進項目② シンプルでわかりやすい組織機構の整備										
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 （関係課）	結果の目安	年度目標 平成30年度	評価	年度末（3月） 結果等
2	簡素で柔軟性、機動性のある組織づくり	効果的・効率的な行政運営を可能とするとともに、市民にとってわかりやすい組織体制とします。	職員数の適正化による計画的な職員数の縮減に対応しつつ、サービスの質を維持・向上し、市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応するため、簡素で柔軟性のある組織づくりを進めています。 支所の機能については、平成28年4月に7支所を市民生活部に位置付け、行政サービス窓口業務に集約しました。 ○部局主管課の設置 ○グループ制の導入 ○長浜市重要施策推進のための部局横断型組織の設置 ○正規職員数：1,037人（平成29年4月1日現在）	年々変化する情勢に対応するため、限られた資源（職員・施設・予算）を最大限に活用し、行政サービスの質の維持・向上を図る必要があります。	これまでの取組を検証し、簡素で柔軟性、機動性のある組織になるよう改善します。 支所の名称と機能を見直し、「（仮称）行政サービス窓口」体制により、行政サービスの提供を行います。	行政経営改革課、人事課	①組織体制の見直しの実施 ②支所機能の見直し ③正規職員数	①組織体制の検証に基づく改善の実施 ②支所機能見直しに伴う（仮称）行政サービス窓口の設置に向けた組織体制と事務の整理 ③1,030人（平成31年4月1日）		
								年次計画	中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等
								①平成31年度組織体制の設計 組織改編 ②（仮称）行政サービス窓口の体制、事務内容の協議 全職員で取り組む業務の体制、内容の協議 ③定員適正化計画を着実に運用し、職員数の適正化を図る。	Ⅱ	①人事課及び関係部局・課との協議の実施 ②支所機能の見直しに係る課題・問題点の整理を行い、関係部局と対応手法・方向性の協議を実施 ③定員適正化の基礎とする年次計画に基づき職員採用試験を実施

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手	

【大綱】 推進項目③ 内部統制の整備・運用とコンプライアンスの徹底											
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標		年度末（3月）	
								平成30年度	評価	結果等	
3	内部統制の運用	不祥事を未然に防止し、市民から信頼される市役所を築きます。	市民福祉の増進を図ることを組織目標として、業務執行上のリスク及び危機を全庁的に把握し、業務リスクの管理徹底を行い、市民に信頼される長浜市役所を構築するため、「法令遵守」、「情報管理」、「財務規律の確保」、「資産保全の確保」、「効果的な職務執行」、「自己管理」の6つの柱からなる「長浜市内部統制基本方針」を平成28年6月に策定し取り組んでいます。	不祥事発生の要因となるような不適正な業務執行を防ぐ仕組みや、円滑な対話のある職場環境をつくることでリスク低減の取組を定着化させ、社会的要請を捉えながらPDCAのサイクルを継続的に向上させていくことが必要です。	不祥事を未然に防ぎ、職員全体の資質向上を図るため、若手職員を中心に法令遵守の基礎となる事務研修や、中堅職員に職場内対話を内容とした事務改善研修を実施します。 重大事故に繋がるような不適正な業務執行の事例に対しては、再発防止を図るため、情報の共有と内容の分析により改善措置を行います。	総務課、財政課、契約検査課、会計課（全部局）	業務リスク管理実績報告書の作成・公表	モニタリングの実施 リスク評価の実施 対応策の作成 研修と対策の実施 基本的事務の研修（財務会計、文書他） 事務ミスの低減研修 重大リスクの共有化 報告書の作成、公表			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		評価	取組実績等
										Ⅱ	【リスクの洗い出し及び評価実績】 ・業務リスク管理OSによる実施（毎月）、H29実績報告の公表 【職員研修実績】 ・文書取扱主任等会議（4/24） ・財務会計事務説明会（4/27、5/1、5/2） ※初任者向け、管理職向けを実施 ・文書管理事務研修（5/30） ・委託契約結果公表に係る職員研修（8月に計5回） 【関係課会議】 ・財務事務の見直しに向けた協議（6/14） ・リスク管理に実態把握会議（5/7） 【モニタリング】 ・モニタリング方針の決定
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標		年度末（3月）	
								平成30年度	評価	結果等	
4	決裁事務電子化に向けた整備	すべての事務決裁手続を電子的手段で行うことにより、決裁漏れ、文書紛失、支払いの遅延防止等のリスクを機械的、物理的に防止し、さらなる事務の効率化を進めます。	事務決裁等での例規的な整備や事務処理システムの構築とあわせて、財務規則、契約規則等の整備も必要となり、市民の行政手続や収納の部分まで、検討を要する範囲は多岐にわたります。また、以前の電子決裁システムは、決裁全体の半分程度の電子化を目途とすることが多く、庁内事務の抜本的な見直しを伴うものとなっています。本市では、電子決裁に関する取組はまだ行われておらず、文書管理システムや財務会計システムも長期間利用していることから一定の改修の検討も必要となってきています。	例外的なものを除くすべての事務決裁手続を電子化するため、議会や監査の了解を得ながら、全庁的に検討を進めていく必要があります。	電子決裁を検討するため、全庁的な検討組織を設置し、電子決裁に係る課題や電子決裁システムの検討を進め、システムの導入を目指します。	情報政策課、総務課、財政課、契約検査課、会計課、行政経営改革課	電子決裁手続の整備	全庁的な検討組織の設置			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		評価	取組実績等
										Ⅳ	検討チーム設置等の準備
		・検討チーム設置 ・チーム会議（4回） ・職員研修会（2回） ・先進地視察（2回）									

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手	

【大綱】 推進項目④ 職員力・組織力を高める人材育成の充実								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
5	職員力・組織力の拡充	「Challenge & Creation + Collaboration」に「能動」「起動」「連動」を重ね合わせ、高い資質を持った職員と組織づくりを行います。	自ら率先して行動し（能動）、新しい価値を紡ぎ出し（起動）、人の心と力を結び付ける（連動）職員及び主体的に学習し（能動）、新しい変化を起こし（起動）、多彩な力を結集し発揮する（連動）組織を目指して、長浜市職員力・組織力開発基本方針に基づき、職員力及び組織力の開発を図っています。 ○市独自研修の受講者数：2,169人（平成28年度） ○専門スキル習得研修の参加職員数：123人（平成28年度） ○職場研修を月1回以上開催した職場の割合：95%（平成28年度）	研修の成果が職員力・組織力の向上につながっていません。職場における研修成果のフィードバックの不足が課題であり、効果的な取組が求められます。	実践的な研修機会の充実と研修の動機付けを行い、研修効果の向上を図ります。さらに職場研修において研修成果のフィードバックを行うことで、職員相互のレベルアップを図るなど、職員力・組織力の向上につなげます。	人事課	①市独自研修の受講者数 ②専門スキル習得研修の参加職員数 ③職場研修を月1回以上開催した職場の割合 ④フィードバックの機会	①2,000人 ②130人 ③100% ④仕組みの構築			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								①「平成30年度長浜市職員力・組織力開発基本計画」の作成、計画的な研修の開催 ②専門的スキル習得研修の情報提供 ③「職場研修計画書」の作成依頼 ④派遣研修体験の報告会・オフサイトミーティングによる職員相互の学びあう機会の提供	II	①「平成30年度長浜市職員力・組織力開発基本計画」の作成及び年間計画に基づく研修の実施 ②研修情報をグループウェアで随時提供し受講を勧奨 ③「職場研修計画書」の提出確認（全所属済） ④派遣職員の報告会実施（8/1） オフサイトミーティングの毎月実施	
【大綱】 推進項目⑤ 職員の能力、意欲、経験を活かす人事管理制度の整備								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
6	働き方改革の推進	各職場にあったワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現します。また、所属長のリーダーシップが最大限発揮され、最小の経費で最大の効果を生める組織経営体制と職場風土を醸成します。	職員が健康で生き生きと働き、その能力を最大限に発揮し、行政サービスを向上させるため、ワークライフバランスの実現に向けた取組を行っています。 ○月45時間以上時間外勤務をしている人の率（平成28年度） ・市長部局：14.6% ・教育委員会（幼保除く）：15% ○年次休暇の取得日：8.4日（平成28年度） ・市長部局：7.8日 ・教育委員会（幼保除く）：7.9日 限られた経営資源でサービスの質を落とさずに業務を遂行していくため、平成26年度から職場単位による業務改善として「チームでカイゼン」運動に取り組みしました。 ○「チームでカイゼン運動」の実施（平成28年度） ・取組チーム数：86チーム ・庁内研修（チームリーダー対象）の実施	ワークライフバランスの実現に向けた職員一人ひとりの意識改革をしていかなければなりません。常に問題を問題として取り上げる姿勢や職場風土が醸成されておらず、また問題解決のプロセスと管理体制が十分確立されていません。	ワークライフバランスの実現を目指して、各所属がそれぞれの職場環境に合わせた取組を検討・実践します。各所属における問題解決に向けたプロセスと管理体制（PDCA）を確立します。 (1)問題の発見 (2)問題の原因分析 (3)解決目標の設定 (4)解決案の策定 (5)実行と評価	人事課 行政経営改革課（全部局）	①月45時間以上時間外勤務している人の率 ②年次休暇の取得日数 ③問題解決に向けたプロセスと管理体制の導入	①10.3% ②8日 ③所属目標と連動させた問題解決に向けたプロセスと管理体制の検討、確立			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								①管理職のマネジメント能力の向上を図る。 ②長時間労働の是正のため各種取組の実施 ③業務改善を目標管理制度に組み込む検討 前年度のカイゼン運動を継続性をもって全庁的な展開を図る	II	①働き方改革研修(マネジメント)実施（7/26） ②H30年度長浜市職員働き方改革の取組を実施（7月～12月：集中取り組み期間） ③推進課同士の協議を13回開催し方向性を確認。先進地視察、管理職マネジメントによるカイゼンの取組、若手職員向け業務改善研修開催	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	E：未着手	
		C：概ね予定の50～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗		
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手

【大綱】 推進項目① PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
7	PPP（官民パートナーシップ）の積極的推進	効果的かつ効率的な方法で公共サービスを提供することで、持続可能な地域経営を実現します。	民間と市の適切な役割分担により、効果的かつ効率的な方法で公共サービスを提供するための手段として、官民連携の様々な手法の更なる活用を、総合的かつ計画的に推進していくため、「長浜市官民パートナーシップ推進基本計画」を平成28年3月に策定しました。また、その具体的な取組内容とスケジュールを示す「長浜市官民パートナーシップ実施計画」を平成29年3月に策定しました。	官民パートナーシップ手法の活用に向けた職員のスキルアップを図るとともに、全庁的な推進体制のもと、民間の資金・能力を積極的に活用していきます。	長浜市官民パートナーシップ推進基本計画及び長浜市官民パートナーシップ実施計画を運用し、民間の資金・能力を積極的に活用します。	行政経営改革課	長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用	長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用、進行管理 ○平成30年度末：6件完了			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								・国の最新動向の把握、先行事例及び導入手法の共有（地域プラットフォームでの官民対話、「PPP/PFI大学校」の受講等） ・新規導入事業の検討	II	・淡海公民連携フォーラム、PPP/PFI大学校、県研修会への参加 ・新規導入に向け、関係課の相談対応	
【大綱】 推進項目② 公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
8	公共施設の整備・運営への民間資金・能力の積極的活用	公共施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用した効果的・効率的な施設サービスを提供します。	効果的・効率的に施設サービスを提供するため、指定管理者制度の導入推進などを通じて、施設の維持管理、運営等に民間の経営能力や技術的能力を活用しています。 ○指定管理者制度導入施設：計95施設（平成29年4月1日現在） うち、平成28年度新規導入施設：1施設	多種多様な公共施設を多く保有する中、適切な管理が求められます。	指定管理者制度をはじめとした施設ごとの特性に応じた最善の手法で、民間の経営能力や技術的能力を積極的に活用し、公共施設の整備・運営を進めます。	行政経営改革課	①【再掲：取組No.7】長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用 ②指定管理者制度導入施設数	①長浜市官民パートナーシップ実施計画の運用、進行管理 ○平成30年度末：6件完了 ②111施設（平成31年4月1日）			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								①・国の最新動向の把握、先行事例及び導入手法の共有（地域プラットフォームでの官民対話、「PPP/PFI大学校」の受講等） ・新規導入事業の検討 ②・指定管理者選定委員会の設置（3委員会） ・更新・新規導入手続の実施	II	①・淡海公民連携フォーラム、PPP/PFI大学校、県研修会への参加 ・新規導入に向け、関係課の相談対応 ②・指定管理者選定委員会の開催（3委員会）	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	
		C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延
			IV：未着手	

【大綱】 推進項目③ 市民協働を推進する拠点と支援体制の整備														
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標		年度末（3月）				
								平成30年度	評価	結果等				
9	地域づくり協議会の活動拠点づくり	地域づくり協議会がまちづくりセンターなどの施設を活動拠点とし、地域に合った幅広い自主的な活動を展開します。	まちづくりセンター18館については、平成29年度に市民活動・地域づくり活動及び生涯学習活動の拠点として公民館から移行しました。 地域づくり協議会の活動拠点としてまちづくりセンターを活用できるよう、指定管理者制度の導入を推進しています。 ○指定管理者制度導入に向けて環境整備が完了したまちづくりセンター数： 11まちづくりセンター（平成29年4月1日現在） ○地域づくり協議会が指定管理者制度を受託するまちづくりセンター数： 8まちづくりセンター（平成29年4月1日現在）	施設の老朽や施設機能の低下により、地域づくり協議会の拠点として指定管理者制度を導入できない施設があり、順次改修をしていく必要があります。	地域づくり協議会によるまちづくりセンターの指定管理者制度の導入を進められるように必要に応じて施設の更新や修繕等の環境整備を行います。	市民活躍課	指定管理者制度導入に向けて環境整備が完了したまちづくりセンター数	13まちづくりセンター（平成31年4月1日）						
								年次計画				中間（9月）		
								目標達成のための取組		評価	取組実績等			
								・積極的な指定管理制度の導入 ・既存指定管理施設については指定管理を継続 ・まちづくりセンターの新規導入に向けた関係組織への働きかけ ・法人化支援交付金の活用による法人化への働きかけ		Ⅱ	・平成31年4月より2館新規指定管理 導入予定により要項等作成 ・既存指定管理施設継続 ・平成32年度に指定管理導入に向けた相談あり。 ・会議等において情報提供を行った。			
【大綱】 推進項目④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充														
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標		年度末（3月）				
								平成30年度	評価	結果等				
10	地域づくり協議会への一括交付金の創設	地域づくり協議会が新たな公共の担い手として活動を行う仕組みを確立します。	先進的事例の研究や、1地域づくり協議会にモデル的に交付するなど一括交付金化の検討を行っています。	地域によって実情が違ったり地域づくり協議会の体制の均一化が図れないため、行政が委託できる業務を一括でまとめ、また均等に提供することは難しいことから、地域づくり協議会の実情と体制を考慮し、かつ一定の裁量のある制度が必要です。	行政が地域づくり協議会に委託可能な業務を複数検討し、地域づくり協議会の実情と体制に合ったものだけを選べる選択型の一括交付金を創設します。	市民活躍課	一括交付金制度の創設	交付金可能な事業の整理 モデル地域づくり協議会による試行と検証						
								年次計画				中間（9月）		
								目標達成のための取組		評価	取組実績等			
								・補助金・交付金の集約・委託業務の拡大検討 ・手引書等の作成 ・一括交付金要綱制定 ・制度改善検証 ・関係者協議（随時）		Ⅱ	・各課へメニュー化への照会実施 ・一括交付金申請の流れ等が解る資料を作成 ・一括交付金要綱制定済み ・基金の創設、一括交付金の柔軟な活用について ・回答のあった事業について詳細な事業内容等について個別協議を行う。			

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手	

【大綱】 推進項目④ 地域一括交付金制度等の検討と協働型事業の拡充								年度目標			年度末（3月）		
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	平成30年度	評価	結果等
11	協働型事業の拡充	市と市民活動団体等との協働推進のための環境を整備し、協働による事業を推進します。	地域づくり協議会やNPO等に対して、市が協働で実施したいと考えている事業を整理し、情報提供しています。 ○協働型事業の数：27事業（平成26年度）→49事業（平成28年度）	協働の必要性についての認識不足や各種団体の担い手不足、人材不足、そして、市と市民活動団体等とのコミュニケーション不足があります。	費用対効果、地域経済の活性化、地域雇用創出の観点から、市が直接行っている事業を市民との協働型事業へと転換し、拡充します。	市民活躍課	協働型事業の数	60事業			60事業		
								年次計画			中間（9月）		
								目標達成のための取組			取組実績等		
								・協働で取組が可能な事業の各課照会 ・市民団体等との連携の推進及び強化 ・市民活動センターでの市民活動団体のコーディネートの実施	II		協働で取組が可能な事業の各課照会を行ったところ、協働事業として141事業の報告があった。		
【大綱】 推進項目⑤ 積極的な情報公開の推進と効果的な市政情報の広報								年度目標			年度末（3月）		
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	平成30年度	評価	結果等
12	市民との情報共有の推進	本市の課題を市民と共有し、課題解決に向けてともに考え、取り組むことができるよう、十分な意見交換ができる広報広聴を進めます。	市民が必要な市政情報をいつでも入手できるようにするため、広報ながはまの発行、市ホームページへの情報掲載、報道機関への情報提供をはじめ、市民活動団体との協働によるインターネット動画サイトを活用した市政情報等の発信など、各種媒体を活用して市政情報の広報を実施しています。 ○広報ながはまの発行：月2回、全戸配布（42,300部発行） ○スマートフォン版広報紙「マチヒロ」登録者数：674人（平成29年3月末） ○市ホームページの閲覧数：310,489回（平成28年度月間平均） ○市ホームページのFacebook登録者数：3,211人（平成29年3月末） ○市政情報LINE登録者数：1,200人（平成29年3月末） ○ながはまTVインターネット視聴回数（月平均）：744回/月（平成28年度） ○市インスタグラム登録者数：400人（平成29年3月末） また、市民の声を聞き取る仕組みとして、市民満足度調査や座ぐとん会議、行政出前講座などを実施しています。 ○市民満足度調査の実施数：1回（平成28年度） ○座ぐとん会議の開催数：16回（平成28年度） ○行政出前講座の開催数：730回（平成28年度） ○市政ご意見箱（庁舎内の意見箱、ホームページ）での意見聴取：62回（平成28年度）	すべての市民に発信できているかどうか確かめる明確な手段がありません。日常の窓口業務の中から市民の声を吸い取る仕組みを確立し、市民の声を行政内で十分に共有する必要があります。	多様な媒体を活用して、市政情報を効果的に広報します。市政課題を広報紙やホームページで紹介し、市民意見を求めます。	市民広報課、総合政策課	④広報広聴戦略の策定・進行管理 ①部局報道官の設置・会議の開催 ②広報紙面の見直し ③ホームページでの情報発信の充実 ④SNSでの情報発信の充実 ⑤座ぐとん会議の開催数 ⑥市民満足度調査の回収率	④部局報道官の設置、広報広聴戦略の策定 ①部局報道官会議の設置、政策的広報への転換に向けた協議検討 ②広報紙での市政課題発信数：年12回 ③ホームページアンケート数：年400件 ③「市民からのメッセージ」およびホームページ経由で市民広報課へ寄せられるご意見数：年200件 ④市公式Facebook いいね数：年3,600人 ⑤年15回 ⑥40%			④広報広聴戦略策定について部局報道官で協議する。①部局報道官会議で広報紙特集や市長定例記者会見等の内容を協議、決定するなど、全庁的広報・広聴を行う仕組みを構築する。 ②1日号の特集記事を行政情報の発信だけでなく、市民への問いかけなど広聴の仕組みとして活用する。 ③市政情報をリアルタイムに発信できるツールとしてHPを積極的に活用するよう全庁的に呼びかけ、利便性の高いHPを構築する。 ④チラシや広報紙を活用して市公式SNSのPRをするとともに、内容の充実を図る。 ⑤自治会や市民団体への告知のほか、広報紙やHPなどで広く周知する。 ⑥市民の関心が高い項目の設定や回答しやすい設問、分かりやすい表現を用いるなど、内容を工夫する。	II	①部局報道官会議を年度当初より実施しており、戦略的な広報・広聴のあり方についても、職員への意識付け等を報道官を通じて定着するようにしている。 ②特集記事について意見を聴取する様子を広報紙に取り入れ、広聴を行っている。市政課題発信数6回 ③HPの掲載情報の充実およびページ構成等を随時更新。広報8月1日号より「市民からのメッセージ」を導入。ご意見数81件（HP50件・市民からのメッセージ31件） ④チラシおよび広報紙で各種SNSのPRを行っている。市公式Facebook いいね数3,672件 ⑤広報紙およびHPで座ぐとん会議の開催を呼びかけている。実施回数3回 ⑥関心度が高い項目の設定、回答しやすい設問、分かりやすい表現に努めた。回収率34%

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗
		C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり
		III：遅延	IV：未着手

【大綱】 推進項目① 財政の透明性・予見可能性の向上と検証性の確保								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
13	地方公会計制度の活用	統一的な基準による地方公会計制度を活用し、市財政運営の透明化を図るとともに、多角的な分析を行い、経営力を上げます。	財務会計システムの改修や地方公会計標準ソフトウェアの導入などを進め、平成28年度決算の財務書類の作成・公表を行いました。	健全な市財政を運営していくため、財務書類の活用分析手法を確立する必要があります。財務書類の作成・活用にあたっては、一定以上の簿記や地方公会計の知識が求められることから、財務書類の作成・活用能力の向上と精度の維持向上を図るための取組が必要です。	統一的な基準による公会計を活用し、事業や公共施設等のマネジメントに取り組むとともに、他の地方公共団体や時系列での経営状況の比較を行います。財務書類の作成・活用能力の向上と精度の維持向上を図るため、内部研修等により人材育成を行います。	財政課、公共施設マネジメント課、行政経営改革課、会計課（全部局）	①統一的な基準による財務書類の作成・公表・利活用 ②人材育成研修の実施	①統一的な基準による財務書類の作成、公表 施設別評価シート指標の確立 ②人材育成研修の実施			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								①統一的な基準による財務書類の作成及び公表 施設別行政評価シート指標の構築 ②地方公会計研修の実施	II	①統一的な基準による財務書類作成及び公表 財務書類作成に向けた取組の実施 ・固定資産台帳の更新作業の実施 ・資金データの仕訳の実施 財務書類作成業務の標準化及び地方公会計制度の活用に向けた先進地視察の実施 ○施設別行政評価シート指標の構築 総務省「地方公会計推進に関する研究会」WGに参加し、セグメント分析のモデル手法の検討 ②地方公会計研修の実施 研修実施(11月予定)に向けた準備	
【大綱】 推進項目② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
14	公共施設マネジメントの積極的推進	人口規模・財政規模に見合った公共施設の適正配置を進めます。	公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、施設機能の確保と効果的な運営を行うため、公共建築物の基本方針（適正配置、質の向上、更新費用・管理運営費の財源確保）とインフラ資産の基本方針（更新費用の縮減と平準化、長寿命化、投資額の確保）を定めた「長浜市公共施設等総合管理計画」を平成27年3月に策定しました。また、その目標や方針を実現するため、施設類型ごとに具体的な対応方針を定めた「長浜市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を平成29年3月に策定しました。 ○公共建築物の延床面積： 68.4万㎡（平成25年度末）→ 66.7万㎡（平成28年度末）	合併に伴い、保有する施設（特に類似の施設）の量が他の自治体よりも多く、維持管理費や更新費用が多額となっています。 ○住民一人当たりの延床面積 長浜市：5.09㎡/人 全国平均：3.42㎡/人（出典：平成24年1月東洋大学PPP研究センター）	公共建築物の延床面積を平成36年度末までに平成25年度末と比較して6%削減します。 ○平成36年度末 64.4万㎡	公共施設マネジメント課（施設所管部署）	公共建築物の延床面積削減の進捗率	平成36年度目標（6%削減）の達成に向けた延床面積の削減 ○平成30年度末：65%			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								・個別施設計画の進行管理を行う。 ・公共施設等総合管理計画の見直しに向けて、地方公会計を用いた公共施設等のフルコストや資産額の把握、経費への地方債等の財政措置について理解を深める。	II	地方公会計に関する視察の実施 公共施設マネジメント研修受講 公共施設等のコスト情報整理のための基準検討	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延	IV：未着手	

【大綱】 推進項目② 公共施設の再生と施設サービスのソフト化													
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標		年度末（3月）			
								平成30年度		評価	結果等		
15	農業集落排水処理施設の公共下水道への統合	快適で安全・安心、持続可能な下水道を構築するとともに更新費用の縮減と平準化、長寿命化を図ります。	快適で安全・安心、持続可能な下水道を構築するため、平成40年度を目標とした「長浜市下水道ビジョン」を平成27年3月に策定しました。 ○農業集落排水処理施設数：57施設（平成26年度末）→56施設（平成28年度末）	下水道ビジョンに基づき、施設の統合整備を進める中、財源確保と事業量の平準化が最も重要な課題です。 また、用途廃止となる施設については、跡地の利活用策が検討課題です。	下水道ビジョンに基づき、農業集落排水処理施設を公共下水道に統合します。	下水道施設課	農業集落排水処理施設の公共下水道への統合	工事完了：3処理区 対象地区：木尾地区、益田地区、海老江地区 （年間経費削減額（見込み）：1,300万円） 接続予定地区調査設計：下八木地区、稲葉地区					
								年次計画				中間（9月）	
								目標達成のための取組				取組実績等	
								・海老江・益田地区公共下水道接続工事 ※工事完了予定：H30.5末 ・木尾第1、第2地区公共下水道接続工事 ※工事完了予定：H31.3末 ・下八木、稲葉地区公共下水道接続実施設計業務 ※土質調査、実施設計業務 ※業務完了予定：H31.3末				Ⅱ ・海老江・益田地区接続工事 H30.5接続完了、北富田H31.1接続完了予定 ・木尾第1・第2地区接続工事 H30.10管路工事完了予定、H30.10MP発注、H31.3完了予定。 ・下八木・稲葉地区接続実施設計業務 土質調査H30.12完了予定、実施設計業務H31.1完了予定	
【大綱】 推進項目③ 税源かん養と歳入確保の推進													
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標		年度末（3月）			
								平成30年度		評価	結果等		
16	債権回収対策の強化	財源確保による安定した市の財政運営と市民負担の公平性の確保を目指します。	財源確保による安定した市の財政運営と市民負担の公平性を確保するため、市の債権については、平成25年10月に策定しました長浜市債権管理計画に基づき、適正な債権管理を進めています。	全推進課が危機感を持って、債権回収業務を推進していくとともに、いかに未収金額を縮減していくかが課題です。	各推進課において、長浜市債権管理計画に基づき、法的措置を執るべきものは執り、不良債権化したものは、執行停止、債権放棄を経て不納欠損を行うことで適正な債権管理を行い、各債権の目標収納率の達成と未収金額の縮減を図ります。	保険医療課、税務課、滞納整理課、子育て支援課、高齢福祉介護課、建築住宅課、下水道総務課、幼児課、長浜病院医事課、湖北病院医事課	①各債権の収納率 ②各未収金額の縮減	①長浜市債権管理計画における各債権の目標収納率 ②長浜市債権管理計画における各債権の未収金額					
								年次計画				中間（9月）	
								目標達成のための取組				取組実績等	
								・新たな未収債権の発生抑止 適期の督促・催告・納付相談等の実施 ・既存未収債権の縮減 分納履行管理・滞納処分・法的措置・執行停止・債権放棄の実施 ・債権担当課との連携 債権管理委員会・債権管理委員会検討部会、未収債権担当者会議（研修会）ほか各種研修会の実施、4半期ごとの債権管理進捗状況ヒアリングの実施、日常的技術的アドバイス及び情報連携の実施等				Ⅱ ・新たな未収債権の発生抑止 各債権担当課において、督促・催告・納付相談等を適宜行った。 ・既存未収債権の縮減 各債権担当課において、滞納整理（滞納処分・法的措置・執行停止）を進め未収債権の縮減を図った。 ・債権担当課との連携 債権管理委員会、債権管理委員会検討部会、債権管理委員会作業部会、未収債権担当者会議（研修会）等を開催。また、四半期ごとに債権管理進捗状況ヒアリング、定期情報交換会を実施。	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	
		C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目③ 税源かん養と歳入確保の推進								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
17	未利用財産の活用	未利用財産を有効に利活用し、歳入の増加や維持管理コストの縮減を図ります。	未利用となっている公有財産については、地域団体や民間への貸付や売却を積極的に行うなど、有効な利活用を進め、歳入の増加や維持管理コストの縮減を進めています。 ○未利用財産の新規活用件数（平成22年度以降） ①売却等件数：42件（売却26件、譲与16件） ②新規貸付件数：11件	利活用にあって地域住民の意向との調整及び市場とのマッチングが困難な物件が増えています。	利活用可能な物件の掘り起こしを進め、民間不動産事業者と連携して効果的に未利用財産の利活用を図ります。	公共施設マネジメント課	未利用財産の新規活用件数 ①売却等件数 ②新規貸付件数 ③新規情報提供件数	①4件 ②1件 ③7件			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								・未利用地等の物件情報を市ホームページで情報提供 ・売却支援業務を不動産取引業者へ委託 ・活用可能財産の利活用方針決定 ・境界確定や鑑定評価等の実施 ・売却・貸付手法の決定 ・売却・貸付先を選定		II ・未利用地等の情報（26件うち新規情報1件）を市ホームページで公表 ・民間業者と公有財産売却支援業務委託契約を締結 ・利活用方針決定（4件） ・分置作業（1件） ・鑑定評価（4件） ・入札募集（3件） ・随時募集（1件） ・プロポーザル募集（2件） 10月下旬審査予定 未利用財産の新規活用件数 ①売却件数 1件 ②新規貸付件数 1件 ③新規情報提供件数 1件	
【大綱】 推進項目④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
18	地方債残高の削減	将来世代の財政負担を軽減し、市財政運営の健全化を図ります。	将来世代の負担を軽減するため、計画的な繰上償還の実施により、公債費負担の軽減と地方債残高の縮小を図っています。 ○地方債残高（普通会計）：516億円（平成25年度末）→468億円（平成28年度末） ○市民一人当たり地方債残高：422千円（平成25年度末）→391千円（平成28年度末） ○実質公債費比率：11.1%（平成25年度末）→6.1%（平成28年度末）	今後歳入が減少する中で、普通建設事業の計画的な実施や施設の再編等が控えており、将来的な公債費の増大が課題です。	財政計画を着実に運用し、繰上償還の実施等により、地方債残高の縮小を図ります。	財政課	地方債残高（普通会計）	469億円			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組	評価	取組実績等	
								・繰上償還（11.6億円）の実施。財政計画及び地方債残高削減計画に基づき、平成24年度～平成30年度で126.3億円の繰上償還を実施。		II 予定通りH31年3月に繰上償還の予定	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	
		C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目④ 地方債残高の削減と負担金・補助金の見直し								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
19	補助金の適正な運用	補助金の必要性や費用対効果等を検証し、適正に運用します。	補助金については、長浜市補助金制度ガイドラインに基づき、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果等を検証し、支出しています。 ○補助金の決算額：2,109百万円（平成28年度）	補助金の目的や効果を改めて検証し、費用対効果等を高めるとともに、市民にわかりやすい指標を用いてその結果を公表していく必要があります。	長浜市補助金制度ガイドラインに基づく補助金の評価・公表を進めるとともに、制度見直しを行います。	財政課	補助金の費用対効果	目標に対する達成度の検証、評価 補助金等事務評価シートの公表			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		取組実績等	
								・平成29年度補助金等事務評価シートの検証、公表及び平成31年度に向けての評価		II 検証、評価、公表に必要な準備作業を実施	
【大綱】 推進項目⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し								年度目標		年度末（3月）	
取組No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課（関係課）	結果の目安	平成30年度	評価	結果等	
20	出資法人等の経営健全化	出資法人等の徹底した効率化と経営健全化を図ります。	主として民間企業が参入しにくい地域づくりの分野において、行政の事務の外部化による経費の軽減と民間活力の導入を図るため、市又は市と民間が出資して設立した法人が11法人あります（平成29年4月1日時点）。出資法人の経営健全化を促進するため、出資法人の経営状況を毎年市ホームページで公表しています。 ○出資法人：市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社 長浜市土地開発公社、公益財団法人長浜文化スポーツ振興事業団、公益財団法人曳山文化協会、長浜地方卸売市場株式会社、株式会社黒壁、長浜まちづくり株式会社、株式会社まちづくり虎姫、湖北水鳥ステーション株式会社、有限会社西浅井総合サービス、株式会社ふるさと夢公社きのもと、えきまち長浜株式会社	単年度経常利益が良好でない出資法人等があることが課題です。	出資法人等が市の行政機能の補完、代替等を目的に設立された経緯を踏まえたうえで、役職員の派遣、財政支援、出資比率などの見直しを行うとともに、出資法人等の経営の健全化を図ります。 また、継続的に自立した経営を行う見込みのある出資法人等については、完全民営化を視野に入れた経営のあり方について検討します。	行政経営改革課（公共施設マネジメント課、スポーツ振興課、歴史遺産課、商工振興課、農政課、長浜駅周辺まちなか活性化室、北部振興局地域振興課）	経営健全化指標の見直し・公表	経営健全化指標に基づく評価の実施			
								年次計画		中間（9月）	
								目標達成のための取組		取組実績等	
								・総務省通知に基づく経営健全化方針の策定 ・各出資法人の年度評価の実施		II ・経営健全化方針の策定に向け、関係課協議の実施（策定後、12月議会報告を想定） ・各所管課の年度評価実施及び市ホームページでの公表	

第3次長浜市行政改革大綱アクションプラン進行管理表【平成30年度評価】

様式：年度末評価	区分	A：予定以上に進捗	B：概ね予定の80～100%の進捗	
		C：概ね予定の60～80%の進捗	D：概ね予定の50%未満の進捗	E：未着手
中間評価	区分	I：完了	II：予定どおり	III：遅延 IV：未着手

【大綱】 推進項目⑤ 出資法人と広域行政の役割の見直し									
取組 No	アクションプラン名	目指す姿	これまでの取組及び現状等	課題	これからの取組内容	推進課 (関係課)	結果の目安	年度目標	
								平成30年度	年度末（3月） 結果等
21	米原市との共同事務の合理化	より効率的な広域行政を推進します。	これまで湖北地域においては、共通する事務を複数の自治体が一部事務組合方式、共同設置方式及び事務受託方式により、共同で事務を処理し、効率的で質の高いサービスの提供を図ってきました。 ○一部事務組合方式 長浜水道企業団、湖北地域消防組合、湖北広域行政事務センター ○共同設置方式 湖北地域介護認定審査会 ○事務受託方式 湖北地域しょうがい者自立支援審査会、長浜米原休日急患診療所	構成市が同一（本市と米原市）の3つの一部事務組合が並存していることによる、重複するコストの圧縮が課題です。	市町合併が進んだことにより、湖北地域は本市と米原市の2市のみとなったことから、一部事務組合のあり方について、長期的な視点に立って合理化を図ります。	総合政策課（環境保全課、下水道総務課、防災危機管理局、財政課、行政経営改革課）	米原市との協議の実施	米原市との協議の実施（重複するコストの精査）	
								年次計画	中間（9月）
								目標達成のための取組	取組実績等
								・現状の課題把握 米原市との共同事務に伴って重複する事務内容の洗い出しと、その課題を整理する ・米原市との協議を実施	II 庁内の関係課（環境保全課、下水道総務課、防災危機管理局、総合政策課）で課題共有のための協議を実施 たちまち、各課で重複する事務内容の洗い出しを行い、担当課レベルで、米原市の担当課と意見交換を行うこととした。 それをふまえて、今後の方向性を協議検討予定。

別紙：取組N o 16 各債権の収納率・未収金額 現状と年次目標

長浜市債権管理計画（計画期間：平成28年度～平成30年度）

担当課	債権名	年度	現状	年次目標
		区分	平成29年度実績	平成30年度
税務課 滞納整理課	市税	現年度分(%)	99.2	98.9
		滞納繰越分(%)	27.3	20.7
		未収金額(千円)	495,225	637,216
税務課 滞納整理課	国民健康保険料(税)	現年度分(%)	94.9	94.0
		滞納繰越分(%)	24.6	18.6
		未収金額(千円)	315,819	396,862
保険医療課	後期高齢者医療保険料	現年度分(%)	99.8	99.8
		滞納繰越分(%)	46.6	73.0
		未収金額(千円)	3,894	2,630
高齢福祉介護課	介護保険料	現年度分(%)	99.6	99.5
		滞納繰越分(%)	25.5	22.0
		未収金額(千円)	24,652	21,533
子育て支援課	放課後児童クラブ保護者負担金	現年度分(%)	99.7	99.5
		滞納繰越分(%)	31.9	25.0
		未収金額(千円)	929	1,188
建築住宅課	市営住宅使用料	現年度分(%)	98.7	99.0
		滞納繰越分(%)	10.0	9.2
		未収金額(千円)	19,884	18,684
建築住宅課	住宅改修資金等貸付金等	現年度分(%)	94.2	94.0
		滞納繰越分(%)	5.9	4.0
		未収金額(千円)	180,932	208,389
下水道総務課	公共下水道使用料	現年度分(%)	99.0	98.7
		滞納繰越分(%)	25.4	22.4
		未収金額(千円)	68,329	89,309
下水道総務課	公共下水道受益者負担金	現年度分(%)	98.5	100.0
		滞納繰越分(%)	52.6	5.1
		未収金額(千円)	868	5,814
下水道総務課	農業集落排水処理施設使用料	現年度分(%)	99.2	98.8
		滞納繰越分(%)	31.5	23.4
		未収金額(千円)	9,272	14,878
幼児課 滞納整理課	保育所保育料	現年度分(%)	99.4	99.0
		滞納繰越分(%)	23.7	22.0
		未収金額(千円)	12,969	23,929
幼児課	幼稚園保育料	現年度分(%)	99.8	99.7
		滞納繰越分(%)	49.2	32.1
		未収金額(千円)	558	490
市立長浜病院 医事課	病院診療費等（長浜病院）	現年度分(%)	96.4	95.0
		滞納繰越分(%)	36.8	37.3
		未収金額(千円)	117,845	179,260
市立湖北病院 医事課	病院診療費等（湖北病院）	現年度分(%)	97.5	98.0
		滞納繰越分(%)	54.0	48.2
		未収金額(千円)	9,957	7,407

【資料3】

長浜市地域経営改革会議②

平成30年11月1日(木)

出資法人の経営健全化方針の策定について**1. 背景**

第三セクター等（以下、「出資法人」という。）については、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方、経営が著しく悪化し相当程度の財政的なリスクを有する出資法人が全国的に多く存在することから、平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知（以下、「総務省通知」という。）に基づき、相当程度の財政的なリスクを有する出資法人と関係のある地方公共団体においては、今年度内に抜本的改革を含む経営健全化方針の策定及び公表が求められています。

2. 策定対象となる出資法人及びその理由

総務省通知において策定する必要がある出資法人（債務超過法人、実質的に債務超過である法人、地方公共団体が多大な財政的なリスクを有する法人）には該当しないものの、本市では、経常収支など法人の経営状況等を勘案し、以下3法人（市からの出資率25%以上）については経営健全化の取組が必要であると判断し、策定の対象とします。

出資法人名	法人所管課	選定理由
株式会社黒壁	商工振興課	経常収支が直近3年連続で黒字であるものの、利益剰余金がマイナスであるため（H29：▲355,087千円）。
長浜まちづくり株式会社	長浜駅周辺まちなか活性化室	経常収支が直近3期連続で赤字となったため（H27：▲849千円、H28：▲347千円、H29：▲1,012千円）。
えきまち長浜株式会社	長浜駅周辺まちなか活性化室	経常収支が直近4期連続で赤字となったため（H26：▲8,432千円、H27：▲41,182千円、H28：▲29,294千円、H29：▲89,685千円）。

3. 策定する内容

対象となる出資法人について、以下の内容を盛り込んだ経営健全化方針を策定します。

- （1）法人の概要
- （2）経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与
- （3）抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討
- （4）抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応
- （5）その他必要な事項

4. 今後のスケジュール

- ・ H30.12 市議会にて報告
ホームページ等で公表
- ・ H32～ 長浜市地域経営改革会議にて進捗管理

平成30年2月20日

各 都 道 府 県 担 当 部 長
(都道府県第三セクター等担当課扱い)
(市区町村第三セクター等担当課扱い)
各 指 定 都 市 担 当 局 長
(第三セクター等担当課扱い)

】 殿

総務省自治財政局公営企業課長

第三セクター等の経営健全化方針の策定について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注））は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け総財公第102号自治財政局長通知）（以下「大臣通知等」という。）により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請しているところです。

これを受け、総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有する財政的なリスクの状況に係る調査を実施してきたところであり、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等が相当数見受けられます。

こうした状況を踏まえ、これらの第三セクター等と関係を有する地方公共団体にあっては、引き続き、大臣通知等に基づき、財政的なリスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要です。

さらに、「経済・財政再生計画改革工程表2017改定版」（平成29年12月21日経済財政諮問会議決定）においても、第三セクター等については、財政的なリスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化のための方針の策定・公表を推進することとされているところです。

つきましては、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体におかれては、下記に御留意の上、抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針（以下「経営健全化方針」という。）を速やかに策定し、公表していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

（注）本通知において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとします。

記

1. 策定する経営健全化方針の内容

各地方公共団体は、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成 26 年 8 月 5 日付け総財公第 102 号総務省自治財政局長通知）における「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」（以下「指針」という。）に留意しながら、法人ごとに以下の事項を盛り込んだ経営健全化方針を策定することが求められる。

また、経営健全化方針の様式例を別添のとおり作成しているので、方針の策定に当たって参考とされたい。

（1）法人の概要

（2）経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

法人の経営状況、財政的なリスク（下記 2 の（1）から（4）までのいずれかのことをいう。以下同じ。）の現状、財政的なリスクが高くなった要因などを分析すること。

また、これまでの地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況などの関与についても盛り込むこと。

（3）抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針の別紙 2 に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討の

フローチャート」の手順により検討を行うこと。

(4) 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

法人自らによる経営健全化のための具体的な対応や地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応を記載すること。

対応の記載に当たっては、財政的なリスクを解消させるまでの具体的なスケジュールを立てること。ただし、今後5年間で財政的なリスクを解消できない場合には、その理由と今後5年間で財政的なリスクをどのように改善していくか明記すること。

(5) その他必要な事項

2. 策定する必要がある地方公共団体

指針の第3において、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められている。

第三セクター等の中で、地方公共団体が出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人と関係を有する地方公共団体は、経営健全化方針を策定するものとする。なお、平成31年3月31日までに当該法人の整理（売却・清算）を予定している場合は対象外とする。

(1) 債務超過法人

(2) 実質的に債務超過である法人

事業の内容に応じて時価で評価した場合に債務超過になる法人。

なお、土地開発公社においては、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合も含めて取り扱うことを基本とする。

(3) 地方公共団体が多大な財政的リスクを有する法人

一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償、債務保証及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は3.75%、市町村は11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。

(4) その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況等を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人

3. 経営健全化方針の策定に当たっての留意事項

経営健全化方針の策定に当たっては、以下の点に留意されたい。

- (1) 経営健全化方針の策定主体は地方公共団体であるが、当該法人、当該法人の他の出資者及び利害関係者と調整を行った上で策定すること。
- (2) 地方公共団体は、当該法人の経営・資産債務の状況を把握した上で、当該法人が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等についての評価を行う必要があるが、評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。
- (3) 一つの法人について複数の地方公共団体が出資している場合には、各地方公共団体において法人への関わり方が異なることも想定されるが、経営健全化方針の策定に当たっては、地方公共団体間で調整し、整合性を確保すること。
- (4) 議会への説明と住民への情報公開を行い、経営健全化方針の内容について理解を得ることが必要であること。

4. 策定した方針の進捗管理

策定した方針に基づく経営健全化の進捗状況については、継続的かつ定期的に把握し、評価を行っていく必要がある。この評価にあたっては、外部の専門家等から構成される委員会等を設置することも検討されたいこと。

5. 経営健全化方針の策定・公表期限

平成31年3月31日までに策定し公表されたいこと。

6. 国における策定状況等の取りまとめ

総務省においては、経営健全化方針の策定の推進に資するよう、策定状況を調査し、その結果を取りまとめ、個別団体ごとに公表する予定である。

第三セクター等経営健全化方針(参考様式)

別添

この方針は、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体が、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化のための方針を定めるものである。

1 作成年月日及び作成担当部署

作成年月日
作成担当部署

2 第三セクター等の概要

法人名
代表者名
所在地
設立年月日
資本金 千円 【 当該地方公共団体の出資額(出資割合) 千円 (%) 】
業務内容

3 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

指針: 第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与を踏まえて記載
(例)
法人の経営状況や財政的なリスクの現状□
地方公共団体としての財政支援、監査、評価の実施状況□

4 抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討

指針: 第3. 2 抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
指針の別紙2に定める「抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート」の手順により検討□
(事業そのものの意義、採算性の判断を踏まえ、事業手法の選択等を行う)

5 抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応

指針第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を踏まえて記載
(例)
法人自らによる経営健全化のための具体的な対応
地方公共団体による財政的なリスクへの対処のための具体的な対応□
財政的なリスクを解消させるまでのスケジュール
ただし、今後5年間で解消できない場合、その理由と今後5年間の改善方針

(参考)

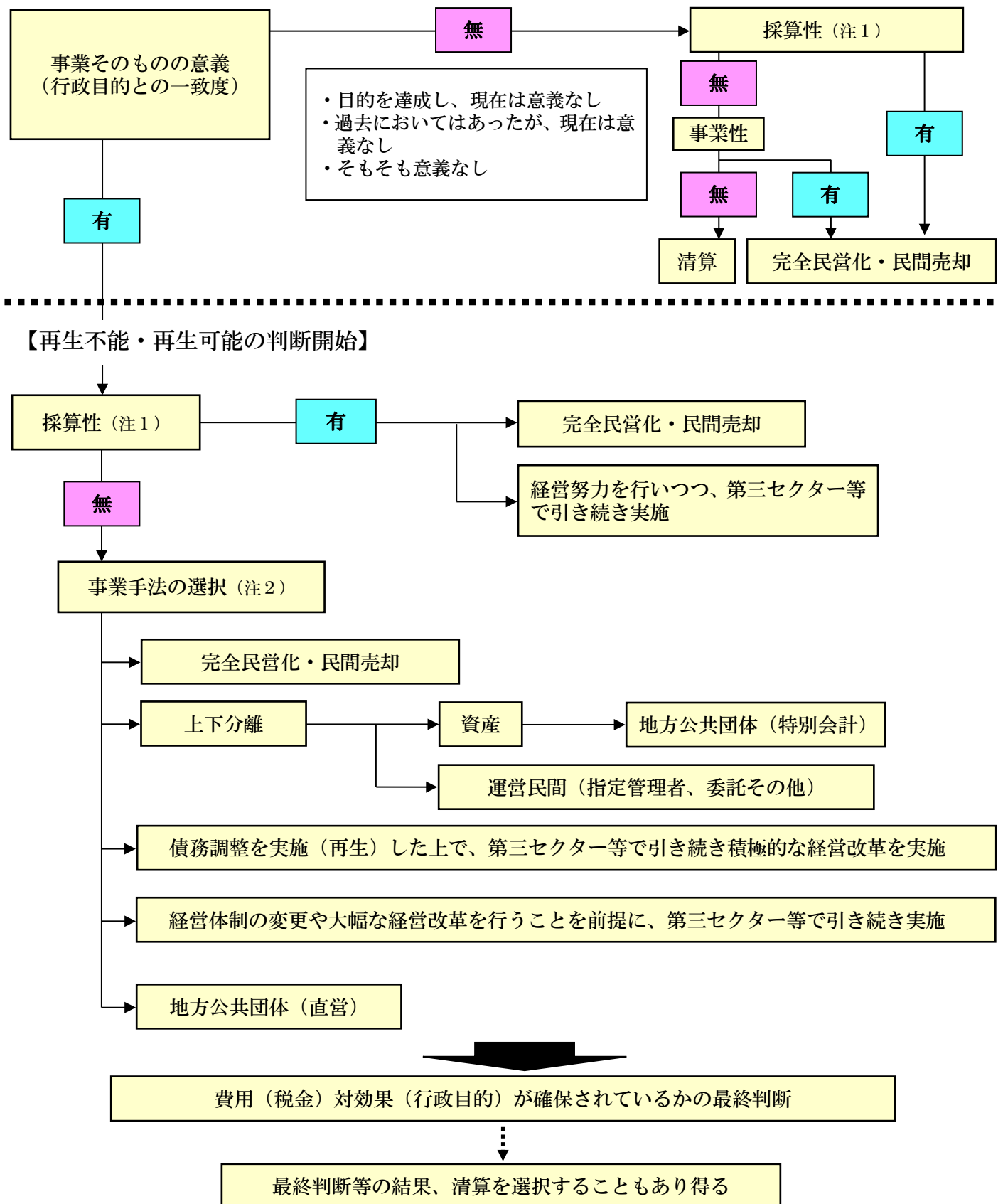
6 法人の財務状況

貸借対照表から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	資産総額			
	(うち現預金)	()	()	()
	(うち売上債権)	()	()	()
	(うち棚卸資産)	()	()	()
	負債総額			
	(うち当該地方公共団体からの借入金)	()	()	()
	純資産額			

※ 法人の形態に従って適宜書き換えること

損益計算書から	項目	金額(千円)		
		(N-2)年度	(N-1)年度	N年度
	経常収益			
	経常費用			
	経常損益			
	経常外損益			
	当期純損益			

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



注1 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

注2 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

株式会社黒壁

株式会社黒壁

1 法人基本情報（平成30年4月1日現在）

所在地	〒526-0059 滋賀県長浜市元浜町12番38号		
代表者	代表取締役社長 高橋政之	設立年月日	昭和63年4月11日
電話番号	0749-65-2330	FAX番号	0749-65-2333
ホームページアドレス	http://www.kurokabe.co.jp		
設立目的	古い建造物の保存運動に端をなし、長浜の「歴史性」、「国際性」及び「文化芸術性」を高めるガラス工芸を中核とした中心市街地の活性化を目的とする。		
資本金	540,000千円	市出資額	190,000千円
所管課	産業観光部 商工振興課	市出資割合	35.2%

2 役職員の状況（平成30年3月31日現在） (人)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内訳			
					プロパー	市派遣	市兼務	その他
役員	常勤	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	13	2	15	13	0	2	0
	計	13	2	15	13	0	2	0
職員	正規職員			35	35	0	0	0
	臨時職員			0	0	0	0	0
	パート職員等			51	51	0	0	0
	計			86	86	0	0	0

3 主な事業内容（平成29年度）

① 国内ガラス工芸品の展示販売 ② 海外アートガラス輸入、蒐集、展示販売 ③ ガラス工房運営、オリジナルガラス制作販売 ④ 食堂喫茶の運営 ⑤ ガラス文化に関する調査研究、イベントの企画運営 ⑥ まちづくり文化に関する情報、資料収集、提供 ⑦ 国際交流に関する業務 ⑧ 旅行業

4 財務状況

(1) 貸借対照表

(千円)

項目	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
資産	941,364	952,447	945,699
流動資産	203,004	226,467	232,484
固定資産	738,360	725,980	710,245
繰延資産	0	0	2,970
負債	762,317	767,581	760,786
(うち有利子負債)	(682,523)	(662,835)	(661,121)
流動負債	110,482	121,589	130,523
固定負債	651,835	645,992	630,263
純資産	179,047	184,866	184,913
資本金	540,000	540,000	540,000
利益剰余金	▲ 360,953	▲ 355,134	▲ 355,087

(2) 損益計算書

(千円)

項目	平成27年度 (H27. 4. 1-H28. 3. 31)	平成28年度 (H28. 4. 1-H29. 3. 31)	平成29年度 (H29. 4. 1-H30. 3. 31)
営業収益 (売上高)	646,619	620,640	608,231
営業費用	633,964	614,613	606,310
売上原価	297,408	295,177	326,081
販売費・一般管理費	336,556	319,436	280,229
営業利益	12,655	6,027	1,921
営業外利益	8,233	8,296	13,328
営業外損失	19,783	13,276	14,159
経常利益	1,105	1,047	1,090
特別利益	0	6,341	0
特別損失	237	0	419
税引前当期利益	868	7,388	671
法人税等	786	1,569	623
当期純利益	82	5,819	47

5 市の関与の状況

(1) 公的支援 (フロー)

(千円)

項目			金額			備考 (目的、内容、算出根拠等)
			H27年度	H28年度	H29年度	
① 補助金	運営補助		0	0	0	
	(助成金・交付金) 事業補助		0	0	0	
②	利子補給金		0	0	0	
③	税の減免額		0	0	0	
④	その他 ()		0	0	0	
小計			0	0	0	—
⑤	損失補償契約に伴う金利軽減額		0	0	0	
⑥	出資金、低利貸付等に伴う機会費用		0	0	0	
小計			0	0	0	
合計			0	0	0	—

(参考) 委託料	0	0	0	
----------	---	---	---	--

(2) 公的支援 (ストック)

(千円)

項目			金額			備考 (目的、内容、算出根拠等)
			H27年度	H28年度	H29年度	
①	損失補償契約に係る債務残高		0	0	0	
②	貸付金残高		0	0	0	
③	出資金		190,000	190,000	190,000	
小計			190,000	190,000	190,000	—

6 地方公共団体による点検評価の結果

経営状況についての 予備的診断における評価	A	A : 経営努力を行いつつ事業は継続 B : 事業内容の見直し等 による積極的な経営改善が必要 C : 深刻な経営難の状況にあ り経営の観点からは事業の存廃も含めた検討が必要
コメント	連続単年度黒字を計上しているものの、純利益は少ない状況。引き続き 経営改善の実施を期待する。	

7 その他の特記事項

--

8 事業計画（平成30年度）

平成30年度 株式会社黒壁 事業計画

【経営理念】

- ・常に顧客第一を基本に、創造性と勤勉性を発揮するとともに、イノベーションにより社会ニーズに応えた新たな価値の創造によって、活気ある社会の発展に貢献します。
- ・多くの人に支えられていることに感謝し、コンプライアンスを遵守するとともに、すべての社員が自らの役割を自覚し、親和一致・報恩感謝の精神をもって社会の発展と社員の幸福につとめ、社会に貢献します。
- ・絶えず時代の変化を先取りし、リスクを恐れずピンチをチャンスに変えることにより、地域資産の承継とともに地域文化価値の向上に寄与することにより、社会に貢献します。

【経営方針】

- ①黒壁ブランドの強化
- ②お客様とのゆるぎない関係を築き、売上拡大に向けた事業活動を推進
- ③社内ネットワークを確立し、成果を高める組織運営を推進
- ④モノ消費からコト消費への変化に対応
- ⑤多様なセクターと連携し30周年記念事業に取り組む

【運営原則】

- ・インバウンド事業への積極的な取組
- ・適正な在庫管理の推進
- ・店舗運営における販売戦略の構築
- ・経営管理の改善

【運営目標】

総売上目標額 6億6千5百万円、売上総利益 3億4千5百万円、粗利益率 52.0%

販売管理額 3億3千4百万円、営業利益 1千1百万円、経常利益 3百万円

平成30年度 株式会社黒壁 予算概要

収入区分	内 容	見込額
ガラス事業	体験教室受講料、工房作品、ガラス製品売上	356,800千円
飲食事業	レストラン、カフェ売上	50,600千円
物販事業	物産、ギフト商品販売、駐車場等売上	257,810千円
合 計		665,210千円

事業区分	事業内容	事業費
ガラス事業	体験教室、工房、ガラス小売店運営	349,208千円
飲食事業	レストラン、カフェ運営	50,481千円
物販事業	小売(ガラス以外)店舗、駐車場等運営経費	253,985千円
合 計		653,674千円

収支差額 11,536 千円

長浜まちづくり株式会社

長浜まちづくり株式会社

1 法人基本情報（平成30年4月1日現在）

所在地	〒526-0059 滋賀県長浜市元浜町7番5号		
代表者	代表取締役 大塚敬一郎	設立年月日	平成21年8月10日
電話番号	0749-65-3935	FAX番号	0749-65-3940
ホームページアドレス	http://www.nagamachi.co.jp		
設立目的	中心市街地エリア内におけるタウンマネジメントに関する事業を営むことを目的とする。		
資本金	53,000千円	市出資額	16,000千円
所管課	産業観光部 長浜駅周辺まちなか活性化室	市出資割合	30.2%

2 役職員の状況（平成30年3月31日現在）（人）

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内訳			
					プロパー	市派遣	市兼務	その他
役員	常勤	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤	7	3	10	0	0	3	7
	計	7	3	10	0	0	3	7
職員	正規職員			5	4	0	0	1
	臨時職員			0	0	0	0	0
	パート職員等			0	0	0	0	0
	計			5	4	0	0	1

3 主な事業内容（平成29年度）

①湖北の暮らし案内所どんどんの運営
・キッチン、ワークスペース、イベントスペースの企画・管理・運営及び情報発信の実施による、中心市街に新たな活動や交流の機会の醸成
②長浜町家再生バンク
・空き町家の風通しや橋渡しによって新たな移住者につなぐほか、保全活用すべき町家認定制度の運営や、関連する取組のコンサルティングの実施
③タウンマネジメント推進事業
・魅力ある商店づくり推進事業、長浜市・台東区連携クリエイターズキャンプ等
④家屋・土地活用事業
・北国街道安藤家、東邸、絹市、野坂邸、どんどん、中央駐車場
⑤調査事業
・通行量調査、空き店舗調査
⑥その他
・起業型地域おこし協力隊事業支援業務、中小機構アドバイザー派遣業務等

4 財務状況

(1) 貸借対照表

（千円）

項目	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
資産	56,959	56,215	54,120
流動資産	43,322	42,673	41,097
固定資産	13,638	13,542	11,942
繰延資産			1,082
負債	2,720	2,509	1,611
（うち有利子負債）	(0)	(0)	(0)
流動負債	2,570	2,359	1,501
固定負債	150	150	110
純資産	54,239	53,707	52,510
資本金	53,000	53,000	53,000
利益剰余金	1,239	707	▲ 490

(2) 損益計算書

(千円)

項目	平成27年度 (H27. 4. 1-H28. 3. 31)	平成28年度 (H28. 4. 1-H29. 3. 31)	平成29年度 (H29. 4. 1-H30. 3. 31)
営業収益 (売上高)	45,128	43,763	39,192
営業費用	46,136	44,255	40,313
売上原価	6,530	6,721	6,519
販売費・一般管理費	39,606	37,534	33,793
営業利益	▲ 1,007	▲ 492	▲ 1,121
営業外利益	159	145	109
営業外損失	0	0	0
経常利益	▲ 849	▲ 347	▲ 1,012
特別利益	15,346	0	0
特別損失	15,346	0	0
税引前当期利益	▲ 849	▲ 347	▲ 1,012
法人税等	186	186	186
当期純利益	▲ 1,034	▲ 533	▲ 1,197

5 市の関与の状況

(1) 公的支援 (フロー)

(千円)

項目			金額			備考 (目的、内容、算出根拠等)
			H27年度	H28年度	H29年度	
① 補助金 (助成金・交付金)	運営補助		0	0	0	
	事業補助		5,013	7,012	7,000	地域コンテンツ創造型産業育成事業 7,000
②	利子補給金		0	0	0	
③	税の減免額		0	0	0	
④	その他 ()		0	0	0	
小計			5,013	7,012	7,000	—
⑤	損失補償契約に伴う金利軽減額		0	0	0	
⑥	出資金、低利貸付等に伴う機会費用		0	0	0	
小計			0	0	0	—
合計			5,013	7,012	7,000	—

(参考) 委託料	12,100	4,300	3,300	住宅再生バンク実践プログラム 3,300
----------	--------	-------	-------	----------------------

(2) 公的支援 (ストック)

(千円)

項目			金額			備考 (目的、内容、算出根拠等)
			H27年度	H28年度	H29年度	
①	損失補償契約に係る債務残高		0	0	0	
②	貸付金残高		0	0	0	
③	出資金		16,000	16,000	16,000	市保有株式(32株)
小計			16,000	16,000	16,000	—

6 地方公共団体による点検評価の結果

経営状況についての 予備的診断における評価	B	A：経営努力を行いつつ事業は継続 B：事業内容の見直し等 による積極的な経営改善が必要 C：深刻な経営難の状況にあ り経営の観点からは事業の存廃も含めた検討が必要
コメント	3期連続単年度赤字を計上しており、不動産活用事業の経営改善を図 り、安定した収入源の確保が必要である。	

7 その他の特記事項

--

8 事業計画（平成30年度）

平成30年度 長浜まちづくり株式会社 事業計画

中心市街地が抱える諸問題（商業・空き店舗・まちなか居住等）に対応すべく、関係組織や多様な人々との連携を深め、新たな事業構築と仕掛け及び既存事業の充実を図ります。

- ①まち家再生の調査研究
- ②クリエイターズキャンプ（台東区との連携）
- ③エリアマネジメントの研究及び調査研究
- ④魅力ある個店づくりの推進
- ⑤まち家再生バンクの推進
- ⑥湖北の暮らし案内所どんどの運営
- ⑦シェアハウスの安定的な運営

平成30年度 長浜まちづくり株式会社 予算概要

(千円)

収入区分	内容	見込額
駐車場管理収入	駐車場運営収入等	16,200
賃貸収入	テナント賃貸収入、安藤家入館料等	8,027
指導手数料	コンサルティング収入等	3,360
商品売上	商品販売	3,100
受託事業収入	受託料	4,055
補助金収入	市事業補助金	4,000
補助金	受取利息、雑収入	100
合計		38,842

事業区分	事業内容	事業費
タウンマネジメント 推進事業	・商店街経営支援事業 ・空き店舗活用企画相談等	38,722
中心市街地活性化プロジェクト推進事業	・町家再生バンク実践プログラム業務 ・町家活用型まちなか居住推進事業 ・地域コンテンツ創造型産業育成業務	
不動産活用事業	・駐車場運営（中央） ・東邸運営 ・北国街道安藤家運営 ・絹市運営 ・野坂邸運営	
情報受発信及び視察、指導等	・関連機関連携 ・視察受入れ ・各種指導、講演者派遣	
合計		38,722

収支差額 120 千円

えきまち長浜株式会社

えきまち長浜株式会社

1 法人基本情報（平成30年4月1日現在）

所在地	〒526-0057 滋賀県長浜市北船町3番24号		
代表者	代表取締役社長 大塚 義之	設立年月日	平成26年9月26日
電話番号	0749-53-4450	FAX番号	0749-53-4450
ホームページアドレス	http://www.ekimatinagahama.com		
設立目的	長浜駅周辺の総合的なマネジメント事業を営むことを目的とする。		
資本金	29,500千円	市出資額	14,000千円
所管課	産業観光部 長浜駅周辺まちなか活性化室	市出資割合	47.5%

2 役職員の状況（平成30年3月31日現在） (人)

		理事・ 取締役	監事・ 監査役	計	内訳			
					プロパー	市派遣	市兼務	その他
役員	常勤	1	0	1	1	0	0	0
	非常勤	8	3	11	0	0	3	8
	計	9	3	12	1	0	3	8
職員	正規職員			7	5	2	0	0
	臨時職員			0	0	0	0	0
	パート職員等			18	18	0	0	0
	計			25	23	2	0	0

3 主な事業内容（平成29年度）

① えきまちテラス長浜の運営 ・自主事業用不動産の取得 ・マルシェ及びカフェ&レストラン運営 ・えきまちテラス長浜の施設マネジメント ・えきまちテラス長浜のテナント管理及びリーシング ② エリアマネジメント事業 ・イベント広場の利用促進及び周辺施設との連携 ③ 長浜駅自転車・自動車駐車場の運営 ・自転車・自動車駐車場運営事業の推進、強化 ④ 長浜駅北地区整備事業の推進 ・事業主体の決定、事業用地の売却

4 財務状況

(1) 貸借対照表

(千円)

項目	平成28年3月31日現在	平成29年3月31日現在	平成30年3月31日現在
資産	375,899	336,413	685,678
流動資産	287,718	129,726	158,949
固定資産	88,181	206,688	526,729
負債	125,370	118,651	534,062
(うち有利子負債)	(0)	(0)	(457,008)
流動負債	124,469	116,160	54,919
固定負債	901	2,492	479,143
純資産	250,529	217,762	151,615
資本金	29,500	29,500	29,500
利益剰余金	221,029	188,262	122,115

(2) 損益計算書

(千円)

項目	平成27年度 (H27. 4. 1-H28. 3. 31)	平成28年度 (H28. 4. 1-H29. 3. 31)	平成29年度 (H29. 4. 1-H30. 3. 31)
営業収益 (売上高)	21,130	27,441	144,339
営業費用	60,928	57,291	231,941
売上原価	0	0	26,333
販売費・一般管理費	60,928	57,291	205,608
営業利益	▲ 39,798	▲ 29,850	▲ 87,602
営業外利益	35	556	494
営業外損失	1,420	0	2,577
経常利益	▲ 41,182	▲ 29,294	▲ 89,685
特別利益	836,529	5,352	205,815
特別損失	456,111	28,293	182,092
税引前当期利益	339,235	▲ 52,235	▲ 65,961
法人税等	109,682	▲ 19,468	186
当期純利益	229,554	▲ 32,767	▲ 66,147

5 市の関与の状況

(1) 公的支援 (フロー)

(千円)

項目			金額			備考 (目的、内容、算出根拠等)
			H27年度	H28年度	H29年度	
① 補助金 (助成金・交付金)	運営補助		0	0	0	
	事業補助		5,406	3,000	83,000	地域コンテンツ創造型産業育成事業
②	利子補給金		0	0	0	
③	税の減免額		0	0	0	
④	その他 ()		0	0	0	
小計			5,406	3,000	83,000	
⑤	損失補償契約に伴う金利軽減額		0	0	0	
⑥	出資金、低利貸付等に伴う機会費用		0	0	0	
小計			0	0	0	—
合計			5,406	3,000	83,000	—

(参考) 委託料	0	5,995	18,268	長浜駅周辺整備事業推進業務 長浜駅周辺エリアマネジメント推進業務 長浜市中心市街地にぎわい創出調査検討業務
----------	---	-------	--------	---

(2) 公的支援 (ストック)

(千円)

項目			金額			備考 (目的、内容、算出根拠等)
			H27年度	H28年度	H29年度	
①	損失補償契約に係る債務残高		0	0	0	
②	貸付金残高		0	0	200,000	保留床取得資金
③	出資金		14,000	14,000	14,000	市保有株式(28株)
小計			14,000	14,000	214,000	—

6 地方公共団体による点検評価の結果

経営状況についての 予備的診断における評価	B	A：経営努力を行いつつ事業は継続 B：事業内容の見直し等 による積極的な経営改善が必要 C：深刻な経営難の状況にあ り経営の観点からは事業の存廃も含めた検討が必要
コメント	えきまちテラス長浜運営開始時に多額の長期借入を実施しているため、債務 返済に向けて、収益性の改善と経営改善を計画的に実施する必要があると考 えます。	

7 その他の特記事項

--

8 事業計画（平成30年度）

平成30年度 えきまち長浜株式会社 事業計画

1. えきまちテラス長浜の運営の推進
 - ・自主事業（マルシェ及びカフェ&レストラン）の運営
 - ・えきまちテラス長浜のテナント管理及びリーシング
 - ・えきまちテラス長浜の管理運営
2. 長浜駅周辺エリアマネジメント事業の推進
 - ・駐車場、駐輪場の運営
 - ・イベント広場の活用及び運営
 - ・長浜駅周辺駐車場の共有化に向けた調整
 - ・長浜駅周辺施設の一体管理に向けた調整
3. 経営改善改革の推進
 - ・スモールベネフィット改革
 - ・地域との共生強化
 - ・組織改革とガバナンス強化
 - ・ビジネスサイクルの改革
 - ・販売促進パワー強化

平成30年度 えきまち長浜株式会社 予算概要

予算概要

[収入]

(千円)

収入区分	内容	見込額
営業部	直営店舗収入	172,714
S C 部	テナント貸付、駐車場、駐輪場運営収入	

[支出]

(千円)

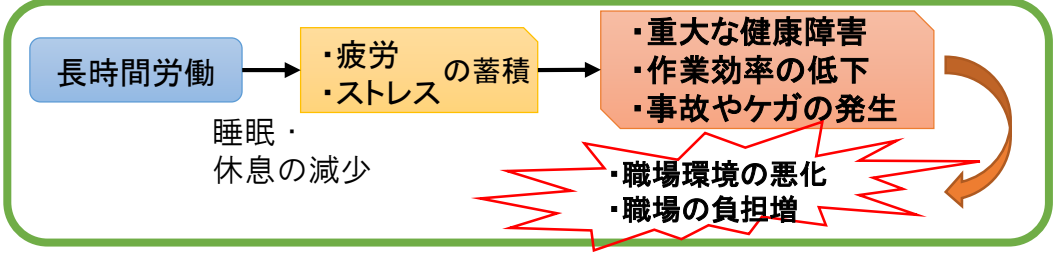
事業区分	事業内容	事業費
営業部	直営店舗運営費	204,261
S C 部	テナント管理、駐車場、駐輪場運営管理費	
総務部	会社管理、租税公課	

収支差額 ▲31,547千円

平成30年度長浜市職員働き方改革の取組(概要)

取組の背景

1. 長時間労働の弊害



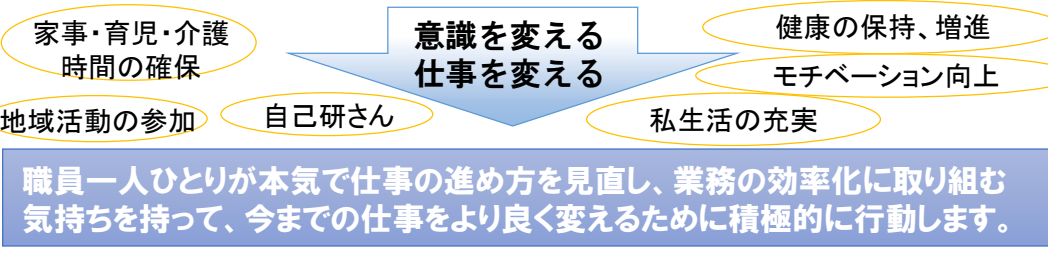
2. 本市の状況

- ①時間外勤務等のH29実績
 - ・月45H以上時間外勤務職員数（管理職除く） 延べ849人（H28:874人）
 - ・有給休暇の平均取得日数 9.2日（市長部局）（H28:8.2日）
- ②時間外勤務手当支給総額（H29実績見込） **約3.9億円**（H28:約4.0億円）

3. なぜ、働き方改革が必要か

- 業務が増え続けている... 職員は減っても、業務は減らずに増えていく
- 業務が複雑化している... ムダを省いて、効率的な仕事の進め方が必要
- 個人の仕事のやり方も見直しを... この事務は本当に必要か？という視点
- 時代の変化... 子育てや介護の両立など時間制約がある職員が働きやすい職場づくりが必要

業務の質、量は増加傾向にあるが、職員数が減少している中、今までのやり方では職員の負担が増え、生産性の低下は否めません。そのため一人ひとりが業務の効率化を意識し、できることからまず取り組むこと、お互いが協力し合っ



「まずは、やってみよう♪」から始める“本気”の働き方改革

【資料4】 H30.11.1(木)
長浜市地域経営改革会議②

(1) 意識を変える ～まずはやってみよう♪～

意識改革

- ・目標意識を高める
 - ・職員力を高める
- (新)①目標の設定と実現 i 職場の具体的かつ実現可能な目標の掲示 ii 達成感によるモチベーションの向上
(継)②内部研修や派遣研修を通じて、職員の行動改革を働きかけ
(継・拡)③毎週水曜日の定時退庁の徹底
(新)④“LOVE休暇”や“定時退庁WEEK”等の全庁的なキャンペーン

(2) 仕事のやり方を変える ～やめる・減らす・変える～

意識改革 + 業務改善

- ①業務改善 創意工夫で仕事のやり方を見直す
 - ☆所属長のマネジメントで行うカイゼン(改)
「所属長のマネジメントで行うカイゼン（仕事のやり方の見直し）」を推進し、市民サービスの向上に向けて、カイゼンの組織風土の醸成につなげます。（行政経営改革課）
- ②相互協力で“働き方”を効率化できる組織づくり
 - ☆タイムマネジメントにより、慢性的な残業をなくそう
(継・拡)①時間外勤務命令上限45時間（※臨時職員は別途）
※上限の変更申請は最大60時間まで
(継・拡)②毎日20時完全退庁
※外部団体の会議などや緊急対応時を除く
(継・改)③時差出勤勤務（早勤・遅勤）
※早勤:7時30分～16時15分・遅勤:10時30分～19時15分
(継)④集中取組期間 平成30年7月～12月

「働き方が変わる」
組織 ⇒ 限られた時間の中でも、効率的な仕事で生産性の向上
職員 ⇒ 過重労働を抑制し、ワークライフバランスの実現

職員が働きやすく、生き生きとした職場風土へ

働き方改革の取組 所属長のマネジメントで行うカイゼン 実施状況の紹介

7月～9月に各部局次長等から人事課長、行政経営改革課長が働き方改革について聞き取りを行う中で、紹介があった取組状況です。

総合政策部

- ・各課から働き方改革の目標設定シートを提出し、部経営会議にて進捗状況確認
- ・各課時間外勤務状況等の比較表を基に、部経営会議にて「なぜ時間外が多いのか」等協議
- ・臨時職員の部内協力体制構築 各課の業務状況により臨機応変な勤務体制
- ・ホワイトクリーンキャンペーン実施（月1回勤務時間前 部内やワーキングスペースの机、壁等の掃除）
- ・説明の必要な決裁は部長と次長と一緒に聞いて時間短縮

市民協働部

- ・所属長の業績評価（5つ）のうち一つを働き方改革の取組について設定

市民生活部

- ・業務委託の推進
- ・税務課 業務マニュアル作成活用・スケジュール管理の徹底・協力体制→時間外の縮減

健康福祉部

- ・各課様々な取組
 - 朝礼で呼びかけ定時退庁
 - 定時退庁日（社会福祉課 水曜日＋α、子育て支援課 月4回）
 - 業務配分の見直し（子育て支援課・高齢福祉介護課）
 - 時間外勤務の事前承認徹底（健康推進課・子育て支援課）
 - 整理、整頓、ファイリング

下水道事業部

- ・料金業務の見直し
- ・維持管理の効率化検討

北部振興局

- ・20時完全退庁の実施
- ・局経営会議にて働き方改革の取組み状況等を情報共有

会計課

- ・スケジュール入力の徹底 休暇は必ず入力する
- ・時間外勤務の事前承認徹底
- ・ジョブローテーションの実施
- ・AI、RPAの検討

【資料5】

長浜市地域経営改革会議②
平成30年11月1日(木)

施設使用料等の見直しの実施について**1 趣旨**

本市は、平成19年11月に策定した「施設使用料等の見直しに関する基本方針」に基づき、3年を目途に施設使用料の見直しを行っており、平成19～20年度、平成22～23年度に実施してきたところです。

前回の見直し時期（平成26～27年）は、消費税率の引上げが複数回予定された時期と重なり、短期間で何度も改定することは市民への影響が大きいため、一斉見直しは保留してきた経過があります。

今年度は、最後に見直しを実施してから約6年の年月が経過し、施設の維持管理経費における物価変動や施設をとりまく状況も変化してきている状況に鑑み、消費税率の引上げ如何にかかわらず、3年を目途に見直すという当初の方針により、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化を図るため、見直しを行うものです。

2 改正時期

平成31年10月

3 対象施設

長浜市公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）に記載される施設のうち、行政財産であり、条例に使用料が規定されている施設（長浜市漁港等管理条例を含む。）で休館中の施設は除きます。

該当施設 145施設 条例本数 38本 所管課（管理原課）数 14課

4 施設使用料の設定方針

- （1）見直しは、基本方針①受益者負担の原則、②体系的な施設使用料の設定、③減免基準の見直し)を基本として行います。
- （2）消費税の適正な転嫁のため、使用料の金額表記は外税表記に改めます。
- （3）地方公会計制度を導入したことにより把握が可能となったコスト(賞与等引当金繰入額・退職手当引当金繰入額)を使用料の積算根拠に加えます。
- （4）新使用料は、公会計制度の導入により今後施設ごとのコストが明らかになる状況をふまえつつ、現行使用料との乖離、類似施設の使用料の状況、見直しによる波及効果等を勘案して設定します。

5 今後のスケジュール

12月 市議会第4回定例会 常任委員会にて見直しの結果を報告

翌3月 市議会第1回定例会 予算案、条例案提案

施設使用料等の見直しに関する基本方針

平成 19 年 11 月 20 日

平成 30 年 7 月 3 日一部改訂

滋 賀 県 長 浜 市

1 目的

長浜市公共施設見直し方針（平成 19 年 11 月 1 日策定）に基づき、負担の公平性を確保するため、行政サービスの提供に必要なコストについて、サービスの公共性や受益性の度合いなどに応じ、施設使用料等の見直しを行い、適正化を図ることとする。

2 基本方針

(1) 受益者負担の原則

施設の維持管理費等に要する経費は、税で賄い、市民全体で負担することとなるが、使用料として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条に基づき、公共施設等の利用者からその利用の対価を負担していただいている。

このことから、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくという受益者負担の考えを原則とする。

(2) 体系的な施設使用料の設定

使用料の算定方法を明らかにすることは、利用者自身が負担する使用料の根拠を知るとともに、納税者が税負担の適正性を確認する上でも重要なことだと考える。

このため、施設の利用に係る経費の考え方を整理し、利用者で負担する部分と税で負担する部分を明確にするとともに、使用料の設定単位や同種の施設については料金をそろえるなど、市民にとってわかりやすい使用料設定を行うこととする。

(3) 施設使用料減免基準の見直し

施設使用料は、その施設を利用される人から等しく負担していただくことが原則であるが、例外的にその負担を政策的に軽減する必要がある場合には、その全部又は一部を免除することとしている。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なうとともに、利用者層の固定化を招く恐れを生じることとなる。

そこで、これまでの減免基準の見直しを図り、市民にとってわかりやすく、かつ利便性を高めるため、施設使用料の減免及び減免見合い分の補助金交付については、原則として廃止し、使用料金の複数段階設定により、利用者負担の軽減を行う。また、受益者負担の原則を徹底するための適切な運用を目指すため、使用料金の複数段階設定については、対象の明確化を図る。

【使用料金の複数段階設定のイメージ】

利 用 区 分	単 位	金 額
一 般	1 時間	1,000 円
市・市教育委員会・当該施設の指定管理者の共催事業		500 円
中学生以下の子どもが利用する場合		500 円
市外の方の利用、営利目的をもって催物を行う場合		2,000 円

3 使用料見直しの範囲

(1) 見直し対象施設

~~公共施設約270施設のうち(2)に掲げた対象外施設を除いた約170施設について見直しを行う。この中で、観光施設や博物館施設などそれぞれ施設の特性を生かし、差別化したサービスとそれに見合う料金を設定している施設については、別の基準により見直すこととする。~~

長浜市公共施設等総合管理計画（平成27年3月策定）に記載されている施設のうち、行政財産であり、条例に使用料が規定されている（規定が無いため無料としているものも含む。）施設（長浜市港湾等管理条例）

(2) 見直し対象外施設

①法令等により、使用料を徴収することができない施設

例：小学校、中学校、図書館 など

②法令等により、算定基準が規定されている施設

例：市営住宅、デイサービスセンター など

③利用者が不特定多数のため受益者を特定し、負担をもとめることが適切でない施設

例：道路、公園 など

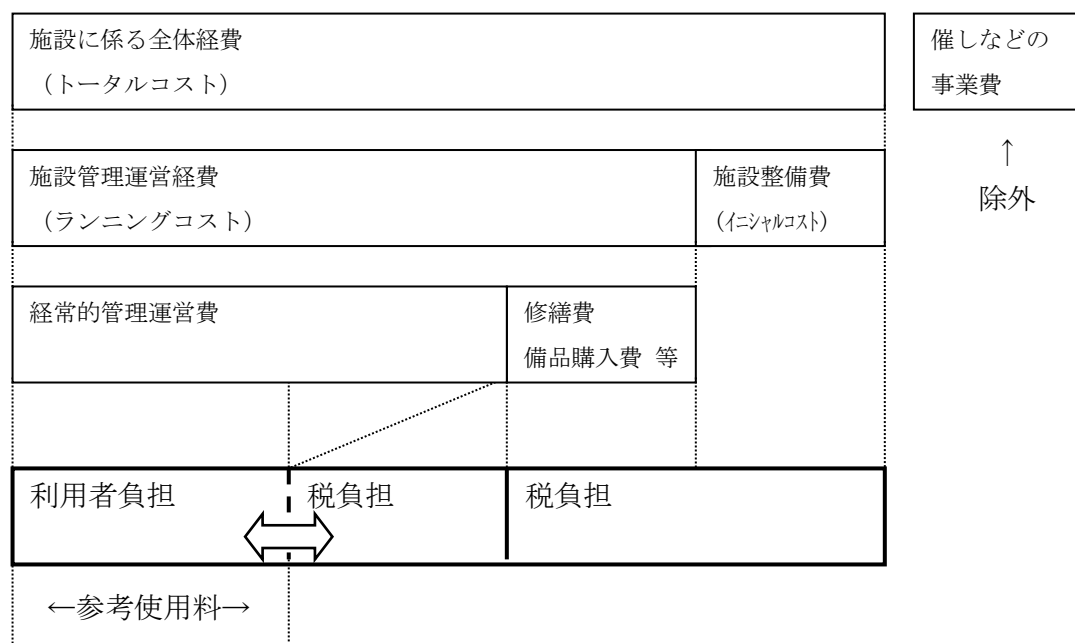
4 施設使用料の設定

(1) 負担区分

公共施設については、行政サービス基盤の整備、市民活動・地域活動の支援といった観点から、使用料収入のみではなく、市が一定の税負担により施設の整備・管理運営を行うことも必要と考えられることから、使用料については、市の共通ルールとして、施設の維持管理・運営に係る経費のうち経常的管理運営費の一定割合を利用者負担とすることを基本とし、次の基本式により設定する。

$$\boxed{\text{参考使用料} = \text{原価} \times \text{利用者負担割合}}$$

【施設に要する経費の範囲と負担区分のイメージ図】



(2) 経常的管理運営費について

次の経費を経常的管理運営費として算入する。

項 目	内 容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費（財務書類4表のうち行政コスト計算書における賞与等引当金繰入額、退職手当引当金繰入額を含む。）。他の業務や他の施設と兼任している場合等については、当該施設の維持管理や運営に携わる分を按分して算入する。
物件費	光熱水費、委託料など施設の維持管理や運営に係る経費。施設で行われる自主事業等の経費や備品購入費は除外する。
補助費等	施設の火災保険料など

(3) 原価の計算方法

ア 貸し切り利用の施設

ホールや会議室、グラウンド等のように、ある一定の区画（部屋）を貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの原価を計算した上で、利用面積を乗じて、原価を計算する。

$$\text{原価} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間当たりの原価} \times \text{利用面積}$$

ここで、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ 当たりの原価＝経常管理運営費÷利用可能面積合計÷利用可能時間とする。

イ 不特定多数利用の施設

プールなどのように、ある一定の区画（部屋）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人当たりの経常的管理運営費を原価とする。

$$\text{原価} = \text{経常的管理運営費} \div \text{施設利用者目標数}$$

(4) 利用者負担割合

使用料の設定にあたっては、施設毎のサービスの性質を考慮しながら、施設を分類し、その公共性に応じて、利用者と市民が納める税で適正に負担を分かちあうことが必要である。

そこで、施設のサービスの性質を次の二つの基準により分類し、その公共性に応じて「税負担」と「利用者負担」の割合を設定する。

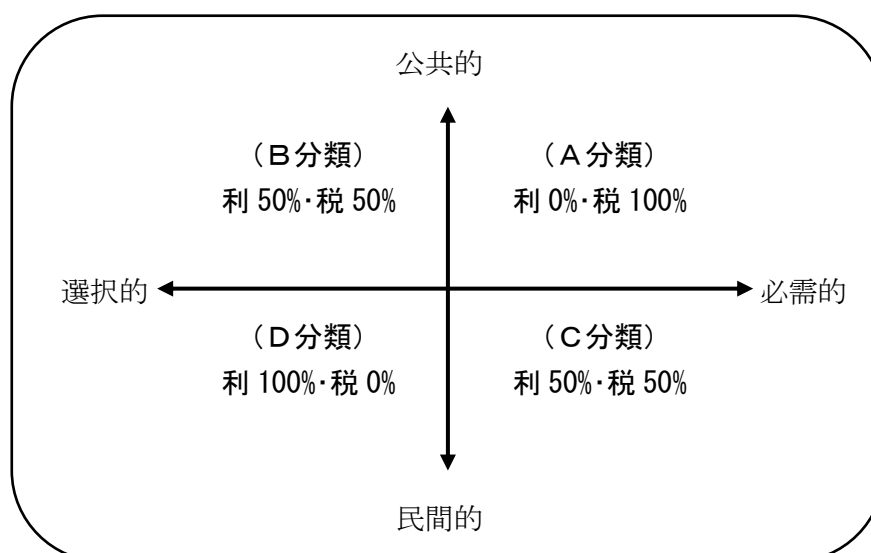
① サービスが必需的なものか、選択的なものか

- ・ 必需的サービス 市民が日常生活を営む上で最低限必要とするサービス
- ・ 選択的サービス 市民が生活や余暇を快適で潤いのあるものにするためのサービス

② サービスが民間的なものか、公共的なものか

- ・ 民間的サービス 民間でも同じような施設が提供されているサービス
- ・ 公共的サービス 民間では提供されにくいサービス

【施設の性質別分類のイメージ図】



【施設の性質別分類と負担率】

分類	主 な 施 設	負担割合
A	道路、公園 児童館	利用者 0% 税 100%
B	社会福祉施設 まちづくりセンター施設	利用者 50% 税 50%
C	保育園 (*) 幼稚園 (*)	利用者 50% 税 50%
D	文化施設、スポーツ施設 宿泊施設、駐車場 (*)	利用者 100% 税 0%

注 *印（単に施設を利用するというより、そこで提供されるサービスの利用にかかる対価としての性質をもっている施設、あるいは、近隣・民間に準拠して定める必要性が強く、市として原価により使用料を設定することが困難な施設）は、他の基準で使用料を決定するもの。（位置付けだけを参考として表に記載）

(5) 新使用料の設定基準

新使用料は、(1) で求めた参考使用料を基本として、現行使用料及び市内外の類似施設使用料を比較検討した上で、原則として次の基準により設定する。

- ① 全ての見直し施設について、新使用料は、1 時間単位かつ ~~100~~ 10 円単位の設定とする。
- ② 類似施設や同規模施設については、同じ部類に属する参考使用料の平均値を基本として、新使用料を設定する。
- ③ 消費税の適正な転嫁のため、条例等に表示する使用料の金額表記はすべて外税表記とする。

(6) 新使用料の複数段階設定

新使用料の複数段階設定については、新使用料に次の割合を乗じることを基本として **アに基づき** 設定することとする。また、入場料若しくはこれに類するものを徴収する場合又は即売会その他の営利的な目的をもって催物を行う場合は、**イに基づき** 設定することとする。

なお、やむを得ず開館時間以外の時間に施設を使用させる場合は、新使用料の複数段階設定の 1. 5 倍を目安として設定することとする。

ア

市、市の行政委員会及び当該施設の指定管理者が主催又共催 （人的又は金銭的な負担を要するものに限る。）する事業	50%
中学生以下の子どもが利用する場合	50%

市外の団体若しくは個人が利用する場合又は施設の設置目的以外の目的で利用する場合	200%
---	------

イ

中学生以下の子どもが利用する場合	50%
団体（20人以上）が利用する場合	80%
旅行券契約を締結した旅行業者の発行した旅行券を精算する場合	施設ごとに設定

5 急激な負担増への配慮

4により、新使用料が設定されるが、これまで利用のほとんどが無料若しくは免除となっている場合又は、新使用料が1時間当たりの現行使用料を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となるため、原則として次のような対応を図ることとする。

- ①現行使用料が無料の施設又は利用者の9割以上が減免等により無料で利用している施設については、200円を上限として設定する。
- ②新使用料が現行使用料の2倍以上になる場合は、利用者の急激な負担増とならないよう、新使用料は現行使用料の2倍を目安として設定する。

6 使用料の見直しにあたって

施設使用料の見直しにあたっては、次の事項に留意しつつ、今後3年を目途に継続的に見直しを行っていくこととする。

- ①受益者負担の考え方、新使用料の設定根拠、減免規定の見直し理由などを明確にし、市民にわかりやすく説明するよう努めること。
- ②使用料の増額は、施設利用者数の減少につながることから、施設内サービスの向上を図るとともに、利用者数の維持・増加による使用料収入を確保するよう努めること。
- ③合理的・効率的な施設の管理運営を行い、維持管理コストの削減に努めること。